

第二次東大和市緑の基本計画

緑と水の都市

(素案)

平成 30 (2018) 年 11 月

東 大 和 市

はじめに

目次

第1 計画改定の考え方

1 緑の基本計画とは	2
2 計画改定の趣旨	2
3 位置づけ	3
4 目標年次	3
5 計画の対象とする「緑と水」	4
6 計画対象区域	4

第2 緑と水の役割

1 緑と水の役割	6
(1) 都市環境を保全する機能	6
(2) レクリエーションの場となる機能	6
(3) 防災に資する機能	6
(4) 都市景観を形成する機能	6

第3 緑と水の変遷

1 位置・地勢	10
2 土地利用の変遷	10
(1) 農地と市街地の変遷	10
(2) 土地利用の推移	11
3 緑と水を取り巻く環境の変化	12
(1) 緑と水を取り巻く環境の変化(まとめ)	14

第4 緑と水の現況と課題

1 緑と水の現況	16
(1) 公園緑地等の都市施設とする緑地	16
(2) 制度上安定した緑地	19
(3) 社会通念上安定した緑地	20
(4) 緑の確保目標量に対する確保状況	22
(5) みどり率及びみどり域	22
(6) 緑と水の資源	24
(7) 緑と水に関わる活動	26
(8) 緑と水の現況(まとめ)	27
2 緑と水の課題	28

第5 緑と水の将来像と基本方針

1 計画の基本理念	34
2 緑と水の将来像	35
3 緑と水の基本方針	37
基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす	38
基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる	40
基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる	42
基本方針4 市民・企業・行政の協働	43
4 計画の構成	44
5 計画のフレーム(人口と市街地の規模)	45
6 計画の目標	45

第6 将来像を実現するための計画

1 施策の体系	48
基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす	48
基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる	50
基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる	50
基本方針4 市民・企業・行政の協働	52
2 選択と集中による効果的な取り組みの推進	54
(1) 重点取組の選定	54
(2) 取組み進捗状況確認指標の設定	55
3 基本方針別の具体的な取組み	58
4 計画の推進に当たって	84
(1) 推進体制の確立	84
(2) 推進管理の実施	85
(3) 計画推進のための財源の確保	86

コラム

コラム1 「狭山丘陵」はどんな場所？	59
コラム2 雑木林の「萌芽更新」とは？	61
コラム3 東大和市内の「河川」	63
コラム4 東大和市内の「湧水」	65
コラム5 マツ林に生息する「ハルゼミ」	66
コラム6 「外来種」とは？	67
コラム7 「緑のボランティア」とは？	80

資料

1 施策の取組み状況調査結果	88
2 緑と水に関する市民アンケート調査結果	90
3 地域別懇談会の主な意見	106
4 緑の基本計画改定の経過	113

用語集	
-----	--

第1 計画改定の考え方

- 1 緑の基本計画とは
 - 2 計画改定の趣旨
 - 3 位置づけ
 - 4 目標年次
 - 5 計画の対象とする「緑と水」
 - 6 計画対象区域
-

第1 計画改定の考え方

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村（特別区を含む）がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペースに関する総合的計画です。

<緑の基本計画が対象としている緑地>

都市において「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独で、若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地がこれらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの」

出典：都市緑地法運用指針（平成16年策定、平成29年改定）

2 計画改定の趣旨

東大和市では、平成11年10月に「東大和市緑の基本計画-緑と水の都市-（以下「第一次計画」という。）」を策定し、狭山丘陵をはじめとする樹林地や農地の緑を保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することにより、緑豊かで快適な都市環境の創造に努めてきました。

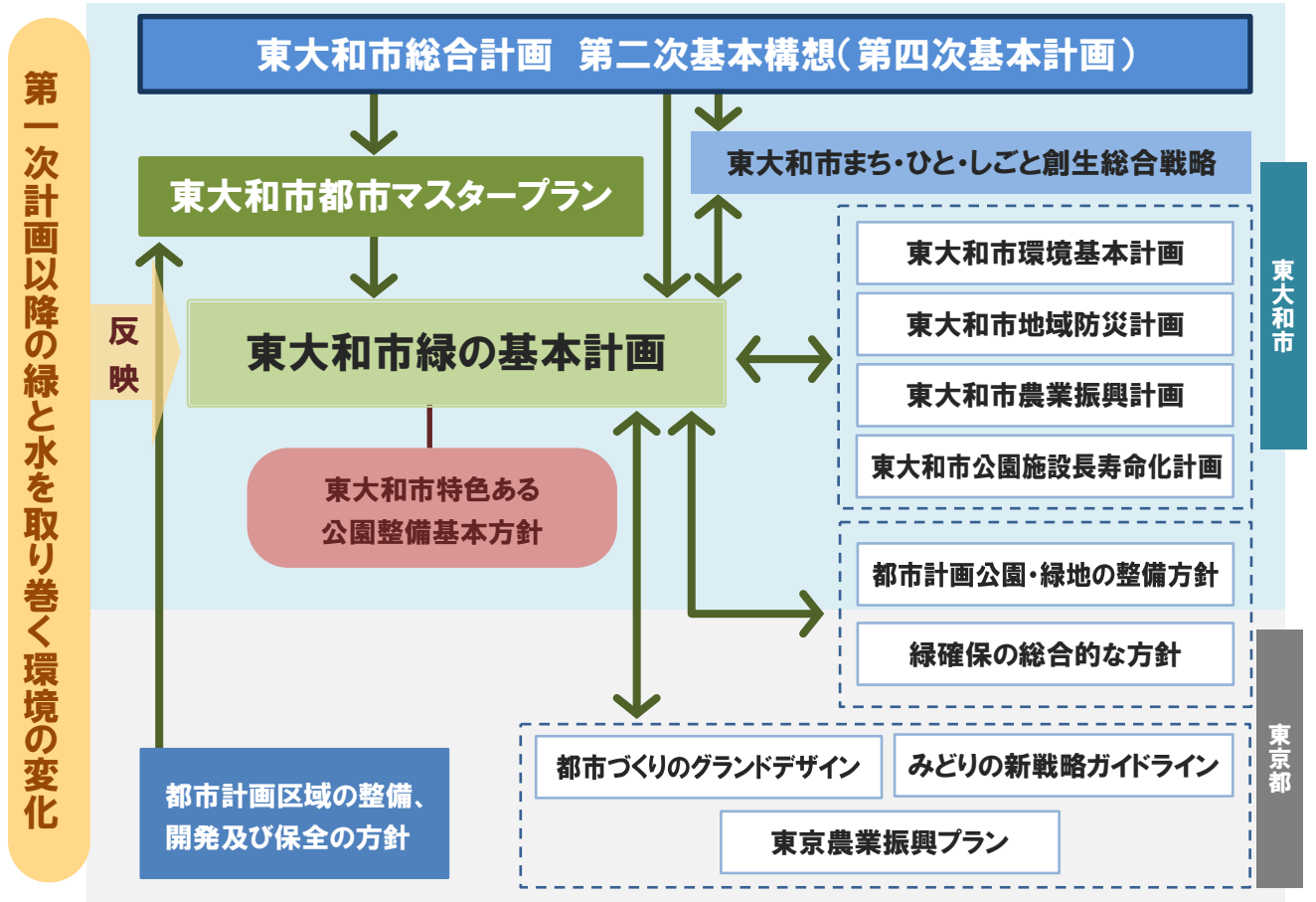
その後、約20年が経過し、東大和市の緑と水の現況や上位計画・関連計画の改定、緑と水を取り巻く法制度や社会環境の変化を受け、平成31（2019）年3月に「第二次東大和市緑の基本計画-緑と水の都市-（以下「本計画」という。）」として改定するものです。

<改定のポイント>

- ①第一次計画の計画期間満了に伴う改定です。
- ②上位計画にあたる「東大和市総合計画（基本構想及び基本計画）」及び「東大和市都市マスタープラン」の改定、その他関連計画の策定・改定を踏まえた改定です。
- ③策定から約20年が経過し、東大和市の緑と水を取り巻く法制度や社会環境、市民ニーズ等の変化に対応した改定です。
- ④上記の点に加えて、第一次計画の施策進捗状況を踏まえて、基本方針の見直し、新たな目標の設定や具体的施策の見直しを行う改定です。

3 位置づけ

本計画は、「東大和市総合計画」に即し、また「東大和市都市マスタープラン」に適合させ、東京都の各上位計画や東大和市の各種関連計画と調和した内容とします。



4 目標年次

本計画の期間は、「東大和市都市マスタープラン」及び関連計画として本計画が調和を図るべき「東大和市環境基本計画」の計画期間（10年間）と整合を図り、平成31（2019）年度から平成40（2028）年度までの10年間とし、平成40（2028）年度を目標年次とします。ただし、社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画名称	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	
東大和市緑の基本計画		第一次計画	計画期間(平成31(2019)~平成40(2028)年度)[10年間]										次期	
上位・関連計画	東大和市総合計画基本構想	第二次基本構想					次期(平成34(2022)年度~)							
	基本計画	第四次基本計画					次期(平成34(2022)年度~)							
	東大和市都市マスタープラン	計画期間(平成27(2015)~平成36(2024)年度)[10年間]										次期(平成37(2025)年度~)		
	東大和市環境基本計画	第二次計画期間(平成29(2017)~平成38(2026)年度)[10年間]										次期(平成39(2027)年度~)		

第1 計画改定の考え方

5 計画の対象とする「緑と水」

本計画では、樹林地、草地、水辺（河川、用水路、湧水等）や農地、公園等の他、街路樹や住宅地の緑（庭、生垣等）、駅前の緑等を含んだものを総称して「緑と水」と呼びます。



6 計画対象区域

本計画の対象区域は、東大和市の都市計画区域全 1,354ha とします。

第2 緑と水の役割

1 緑と水の役割

第2 緑と水の役割

1 緑と水の役割

緑と水は、市民の生活環境を様々な面で支え、市民生活にとって、なくてはならない重要な役割を担っています。都市における樹林地、水辺、農地、公園等は、都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災、都市景観の形成など様々な機能を有しており、本計画では、以下の4つの視点で緑と水の役割をとらえます。

(1) 都市環境を保全する機能

狭山丘陵のようにまとまった緑や河川等の水辺は、小動物や野鳥等の生息・繁殖の場となり、自然の生態系を維持するうえで重要な役割を担っています。また、樹林地や農地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の防止やヒートアイランド化の緩和といった環境保全のほか、防音・防塵・防風等、多くの活用すべき機能があります。

(2) レクリエーションの場となる機能

市民が健康的な生活を営む上で、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増えています。また、時代の経過とともに市民ニーズも変化しており、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しむことのできるレクリエーションや高齢者の健康への関心等が高まっています。そのような中で樹林地は林間レクリエーションの場、公園や緑道等は運動やウォーキング、散策等の健康づくりの場、市民農園は農とのふれあいの場等として、市民の生活にとって貴重な空間となっています。

(3) 防災に資する機能

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動の拠点としての機能を有しています。また、市内に点在する農地の一部も、災害時協力農地に登録されており、一時的な避難場所等としての役割を担っています。

さらに、公園や道路沿いの樹木や河川などには、輻射熱や火の粉を遮断し延焼を遅らせる効果、急傾斜地の樹木には、崖崩れを防止する効果も期待されます。

(4) 都市景観を形成する機能

狭山丘陵の山並みや水辺、公園、街路樹、住宅地の庭や生垣等の緑と水は、都市にうるおいや安らぎを与えています。また、農地、社寺林、屋敷林、地域のシンボルとなっている大木等、生活との関わりの中で育まれてきた緑のつくる風景は、地域らしさを表現している景観といえ、地域に残された自然や歴史を取り入れた個性ある都市景観の形成に役立っています。



都市環境を保全する機能



レクリエーションの場となる機能



緑の役割イメージ



防災に資する機能



都市景観を形成する機能

第3 緑と水の変遷

- 1 位置・地勢
 - 2 土地利用の変遷
 - 3 緑と水を取り巻く環境の変化
-

第3 緑と水の変遷

1 位置・地勢

東大和市は、都心から 35 km 圏にあって武蔵野の一角に位置し、東は東村山市、西は武蔵村山市、南は立川・小平両市にそれぞれ接しており、北は狭山丘陵を挟んで埼玉県所沢市と相対しています。市域は東西 5.3 km、南北 4.3 km、東西に伸びた地形をしています。



東大和市の位置

東大和市の地形は、北部の狭山丘陵と南部の平坦な武蔵野台地によって構成され、コナラ、クヌギ、アカマツなどの二次林を中心に広葉樹と針葉樹が群生しており、多くの生物が生息しています。武蔵野台地は、段丘堆積物上を関東ローム層が覆う平坦地となっており、昔から農地として利用され、今でも残されています。

河川は前川、奈良橋川、空堀川があり、ともに荒川水系に属し、南部には野火止用水があります。

2 土地利用の変遷

(1) 農地と市街地の変遷

ア 江戸時代以前 ～武蔵野の風景～

狭山丘陵に成立した村落は、主に湧水を利用した水田を生活の基盤としていました。また、現在の市域の大部分を占める武蔵野台地は、未耕地の茅野原でした。人々はそこに生える草を刈り取り、肥料や家畜の飼料、燃料にして生活をしていました。しかし、享保期の新田開発で原野は消滅し、畑地が中心となりました。そこには燃料供給や防風林の意味で、植林も積極的に行われ、これが武蔵野の雑木林の風景のもととなりました。

イ 明治・大正時代 ～村山貯水池の建設～

農業中心のこの村に、明治 45 年に村山貯水池の建設が決定し、大正 13 年に完成しました。この事業に伴い、住民は移動を余儀なくされ、青梅街道・都道 128 号線（通称志木街道）沿いの集落や武蔵野台地に移転しました。この建設で村の 4 分の 1 が減少し、水田や畑作の作付も大きく減少しました。作物の内容は、穀物生産から養蚕中心へと変化していきました。

ウ 昭和初期 ～工業地域の発達と市街化進行～

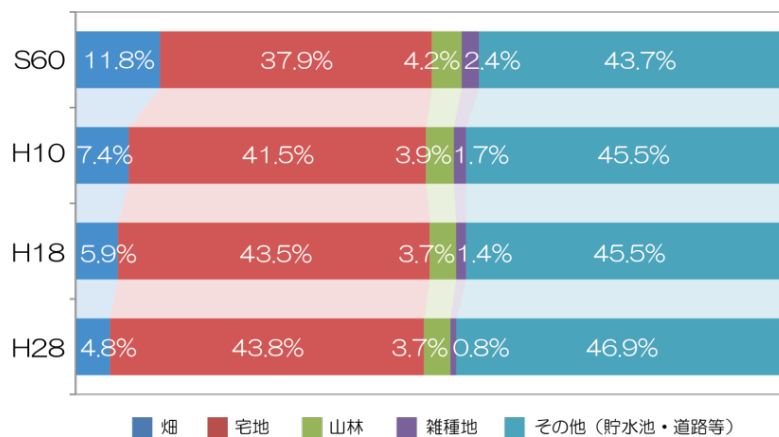
昭和 13 年に東京瓦斯電気工業立川工場が玉川上水北部に建設され、7 年間で約 1 万人の人口増をもたらし、南街と呼ばれる新しい街が形成されはじめました。以後、この地域を中心に市街化が進行しました。また、昭和 25 年には西武鉄道上水線小川～玉川上水間が開通しました。

エ 昭和中期から現在にかけて ～住宅地の拡大～

都営高木団地や東京街道団地の建設が相次ぎ、南街地域の市街化の進行と青梅街道・都道 128 号線（通称）志木街道）沿いでも宅地化が進み、丘陵部にも宅地開発が見られるようになりました。その後も桜が丘団地の建設、工場跡地・民間企業施設跡地へのマンション建設、多摩モノレールの全線（上北台～多摩センター）開通による沿線へのマンション建設などにより、住宅地の拡大が進行してきました。

(2) 土地利用の推移

土地利用の推移を昭和 60 年から現在にかけて比較すると、宅地面積が年々増加し、畑と山林が減少しています。平成 28 年現在では、畑は 4.8%、宅地は 43.8%、山林は 3.7%、雑種地は 0.8%、その他（貯水池・道路等）は、46.9%となっています。



地目別土地利用の推移

出典：統計東やまと（平成 28 年版）

3 緑と水を取り巻く環境の変化

第一次計画策定以降の東大和市の緑と水を取り巻く法制度や社会環境の変化は、以下のとおりです。

ア 緑に関する諸制度の充実

都市緑地法等の一部の改正により、官民連携によって都市における緑地の保全・活用や緑化、さらには、都市公園等の整備や維持管理を一層推進するための規制緩和や取組み支援等の制度の充実が図られています。

法律名		都市緑地保全法等の一部を改正する法律	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成 16 年 2 月
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地を保全するための制度や緑化を促進するための制度、地域住民の緑地管理への参加を容易にする制度の創設 ・ 民間施設等の上部空間での公園整備を可能にする制度、借地公園の整備を推進する制度の改正 		
法律名		都市緑地法等の一部を改正する法律	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成 29 年 6 月
整合・調整事項	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画に記載することが望ましい事項として、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」の追加 		
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設の整備や管理運営に民間の資金と知見を活用する制度の創設 ・ 保育所その他の社会福祉施設を占用施設として認める制度の改正 ・ 生産緑地地区の面積要件の引き下げ、生産緑地地区における建築規制の緩和 ・ 土地所有者の協力の下、NPO 法人や企業等の民間主体が設置管理者として空き地等を公園的な空間に整備・公開する制度の改正 		
法律名		都市農地の貸借の円滑化に関する法律	策定主体	農林水産省
			改正年月	平成 30 年 9 月
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の相続税納税猶予の適用を受けている都市農地について、認定を受けた事業計画に基づく貸付け、一定の市民農園の用に供するための貸付けに対する税制の改正 		

イ 地球温暖化・都市のヒートアイランド化の対策における緑への期待

地球温暖化や都市のヒートアイランド化に対する自治体や住民等の取組みを推進するための基本方針及び実施すべき具体的施策が示され、都市における緑地への期待が高まっています。

計画名		ヒートアイランド対策大綱	策定主体	環境省
			改正年月	平成 25 年 5 月
整合・調整事項	方針	【ヒートアイランド対策の推進（目標）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地表面被覆の改善 ・ 水と緑のネットワーク形成の推進 		
	施策	【ヒートアイランド対策の推進（具体的施策）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間・公共空間の緑化等の推進、水の活用による対策の推進、自然的環境の保全・再生・創出、近郊緑地保全制度における新たな区域指定等 		
計画名		第三次東大和市地球温暖化対策実行計画	策定主体	東大和市
			改正年月	平成 29 年 3 月
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上や壁面の緑化の実施 ・ 所管する樹木の剪定枝は堆肥等として活用 		

ウ 生物多様性の確保に対する意識の高まり

国は都市部における生物多様性の確保の重要性を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進する指針を示す等、生物多様性の確保の意識が高まっています。

計画名		生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成30年4月
整合 ・ 調整 事項	方針	・ 緑の基本計画における生物多様性への配慮		
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念、基本方針、全体の数値目標における生物多様性への言及 ・ 周辺の地方公共団体と協力したネットワークの構築の検討 ・ 分野横断的に生物多様性の保全や機能発揮ができる施策体系 		

エ 防災まちづくりに対する意識の高まり

東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生により、防災意識が高まり、避難場所や災害復旧拠点としての公園・緑地の役割が期待されています。

計画名		東大和市地域防災計画	策定主体	東大和市
			改正年月	平成25年3月修正
整合 ・ 調整 事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園等の整備 ・ 緑地・農地の保全 ・ オープンスペースの把握と活用 		

オ 観光まちづくりの気運の高まり

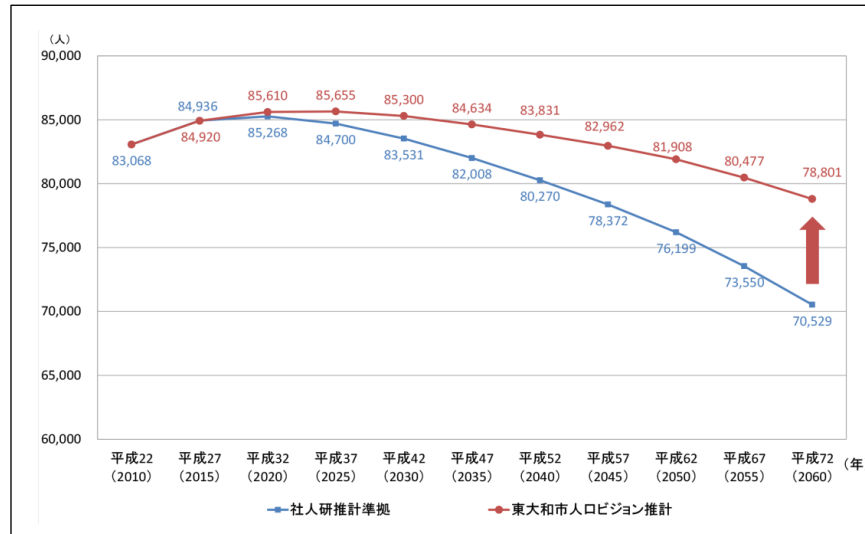
「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年）」では、地域資源の発掘や活用により交流人口の増加を目指しているほか、「東大和市都市マスタープラン（改定）（平成27年）」では、東大和市の緑と水の環境を「市民及び来訪者の観光・レクリエーションの場としても積極的に活用する」方向性を示しており、観光まちづくりへの期待が高まっています。

計画名		東大和市都市マスタープラン（改定）	策定主体	東大和市
			改正年月	平成27年3月
整合 ・ 調整 事項	施策	【緑と水の都市づくり】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩湖一帯を含め観光・レクリエーションの場として活用されるよう整備・充実を検討する ・ 市民農園・観光農園等に活用できるよう検討を進める 		
	方針	【地域資源の発掘・活用】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の魅力再発見と地域資源の発掘促進、観光資源の活用 【観光情報発信事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、観光客に向けた観光資源や特産品等に関する情報発信 		
整合 ・ 調整 事項	施策	【観光情報発信事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光マップによる情報発信 ・ ウォーキングマップによる情報発信 		

第3 緑と水の変遷

カ 人口減少社会への対応

「東大和市人口ビジョン（平成 27 年）」では、平成 37（2025）年から市の人口が減少局面に入ると推計しており、人口減少社会に対応した環境づくり等が必要となっています。

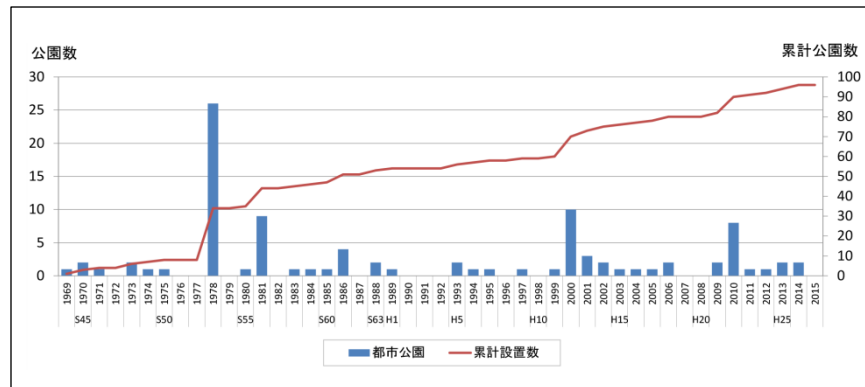


人口の将来展望

出典：東大和市人口ビジョン（平成 27 年）

キ 公共施設の維持管理費の増大

公共施設の維持管理費の増大等を踏まえ、公共施設等の中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化、公共施設等の最適化を実現するため、東大和市では「公共施設等総合管理計画（平成 29 年）」や「公園施設長寿命化計画（平成 26 年）」を策定しており、厳しい財政運営の中での効率的・効果的な取り組みが必要となっています。



都市公園の整備状況（開設年の推移）

出典：東大和市公共施設等総合管理計画（平成 29 年）

(1) 緑と水を取り巻く環境の変化(まとめ)

- ・人口減少や公共施設の維持管理費の増大などへの対応が求められている中で、都市緑地法等の改正など緑に関係する諸制度の充実では、官民連携の促進の方向性が示されており、市民・企業・行政の協働の重要性が一層高まっています。
- ・緑と水に求められる役割として、地球温暖化やヒートアイランド化の緩和、生物多様性の確保など環境保全への要請が高まっているほか、防災まちづくりや観光まちづくりへの貢献も求められています。

第4 緑と水の現況と課題

- 1 緑と水の現況
- 2 緑と水の課題

第4 緑と水の現況と課題

1 緑と水の現況

緑と水には、都市公園法などに基づき、区域を定めている「(1) 公園緑地等の都市施設とする緑地」、生産緑地地区や風致地区、河川区域などのように地区を指定して保全を図る「(2) 制度上安定した緑地」、社寺境内地や企業グラウンドなどの持続性が期待できる「(3) 社会通念上安定した緑地」、そのほか、多摩湖や野火止用水等の水環境、道路の街路樹、保存樹木や保存生垣等の民有地の緑等、様々な緑と水があります。平成 29 年現在の緑と水の現況は以下のとおりです。

■緑地の区分

緑地の持続性

高い

(1)公園緑地等の都市施設とする緑地

○都市計画法等で区域を定めた公園緑地等の都市施設等、土地の持続性が担保された緑地

(2)制度上安定した緑地

○公共空地は団地内の広場やゲートボール場等の公共のオープンスペースであり、緑地としての持続性が一定程度担保されている緑地

○生産緑地地区、風致地区、自然公園等の地区を指定して保全を図る緑地で、区域内での土地利用や樹木の伐採等に制限があるため、緑地としての持続性が一定程度担保されている緑地

(3)社会通念上安定した緑地

○寺社境内地や企業グラウンドなどの社会通念に照らして一定の持続性が期待できる緑地



上仲原公園



生産緑地



雲性寺

(1) 公園緑地等の都市施設とする緑地

ア 公園

- **都市公園は増加していますが、都市計画決定されたものの未整備の公園もあります。**

公園は、市民の利用範囲を考慮し、また利用目的に応じて、種類毎に分類されています。(p.18「公園の種別及び誘致距離図」参照)

平成 29 年現在、都市計画決定されている公園数は、街区公園が 16 箇所、近隣公園が 4 箇所ありますが、この中には都市計画決定されたものの未整備の公園が含まれています。特に近隣公園は、新海道公園の区域の一部が暫定的に供用又は、開発事業の提供公園として供用されているのみで、区域の一部が宅地化されている公園もあります。そのほか、総合公園 1 箇所(上仲原公園)と運動公園 1 箇所(都立東大和南公園)があります。地区公園については、都市計画決定されているものではありません。また、街区公園と同等の公園として条例で設置している都市公園が 100 箇所(緑道含む)、こども広場が 18 箇所あります。

イ 緑地

● 都市計画緑地は維持の状態にあります。

狭山緑地、東大和緑地、東大和狭山緑地、東大和芋窪緑地の4箇所が都市計画決定されています。第一次計画では、狭山緑地（330.2ha）を「広域公園」に位置づけています。

■公園緑地等の都市施設と緑地の変化

種類		種別	平成 10 年	平成 29 年	
都市計画公園・緑地	公園	住区基幹園	街区公園	13 箇所 (3.42ha)	16 箇所 (4.08ha)
			近隣公園	4 箇所 (7.90ha)	4 箇所 (7.90ha)
			地区公園	0 箇所 (0.00ha)	0 箇所 (0.00ha)
	公園基幹都市	総合公園	1 箇所 (4.30ha)	1 箇所 (4.30ha)	
		運動公園	1 箇所 (9.00ha)	1 箇所 (9.87ha)	
	広域公園			1 箇所 (330.20ha)	1 箇所 (330.20ha)
都市計画緑地			3 箇所 (49.80ha)	3 箇所 (51.00ha)	
条例で設置している公園・広場	都市公園※		67 箇所 (66.66ha)	100 箇所 (69.16ha)	
	こども広場		21 箇所 (2.41ha)	18 箇所 (2.36ha)	

※都市公園は、都市計画公園以外の公園であり、条例で設置しているものです。

※都市計画公園・緑地は、都市計画決定されている箇所数・面積を記載しているため、供用箇所数・面積と異なります。

※上記のほか、各施設の区域に重複があるため箇所数・面積を合計しても、供用箇所数・面積とは異なります。



第4 緑と水の現況と課題

■公園の種別及び誘致距離図

		公園の種別	
種類	種別	公園の内容	東大和の公園（例）
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 (参考値：誘致距離 250m)	二ツ池公園
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 (参考値：誘致距離 500m)	新海道公園
	地区公園	主として徒歩圏内に住居する者の利用に供することを目的とする公園 (参考値：誘致距離 1,000m)	なし
都市基幹公園	総合公園	都市住民の休息、散歩等総合的な利用に供することを目的とする公園 (市域に1箇所以上)	上仲原公園
	運動公園	都市住民の主として運動に供することを目的とする公園 (市域に1箇所以上)	東大和南公園



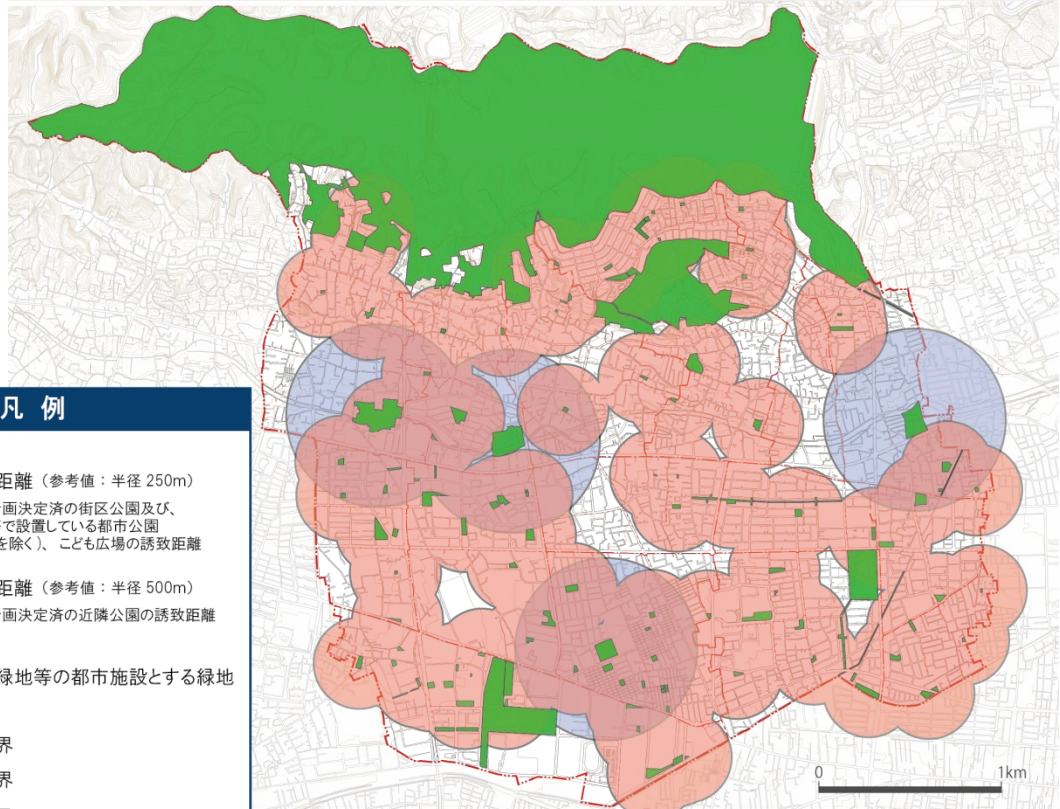
街区公園（二ツ池公園）



都市計画緑地（東大和狭山緑地）



子ども広場（下立野林間子ども広場）



凡例

- 誘致距離（参考値：半径 250m）
都市計画決定済の街区公園及び、
条例等で設置している都市公園
（緑道を除く）、子ども広場の誘致距離
- 誘致距離（参考値：半径 500m）
都市計画決定済の近隣公園の誘致距離
- 公園緑地等の都市施設とする緑地
- 行政界
- 地域界
- 丁目界

住区基幹公園の誘致距離図（平成 29 年）

(2) 制度上安定した緑地

ア 公共空地

- **公共空地は大規模団地の建て替えにより、面積が増加しています。**

公共空地として、団地内等の公園・緑地、桜が丘市民広場、ゲートボール場、歩行者専用道路等があります。平成 29 年現在では総面積 10.80ha となっています。

イ 生産緑地地区

- **生産緑地地区は宅地等への転用により、箇所数・面積ともに大きく減少しています。**

農林業と調和した良好な都市環境を確保することを目的として、市街化区域内の農地が都市計画法に基づき生産緑地地区に指定されています。平成 29 年現在では 44.63ha となっています。

ウ 風致地区

- **風致地区の指定は維持の状態にあります。**

都市における自然的景観や風致を維持することを目的として、風致地区が都市計画法により指定されています。現在、廻田風致地区が湖畔地区を中心に指定されており、区域内の木竹の伐採や土地の形状変更、建築物の建ぺい率や高さ等が規制されています。

エ 自然公園

- **自然公園の指定は維持の状態にあります。**

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、野外レクリエーション、自然学習等の場として活用することを目的に、近隣の瑞穂町、武蔵村山市及び東村山市にまたがる狭山丘陵が都立狭山自然公園に指定されています。

オ 近郊緑地保全区域

- **近郊緑地保全区域の指定区域の変化はありませんが、一部宅地化によって緑地が減少しています。**

大都市周辺の緑地を保全し、良好な生活環境を確保するとともに無秩序な市街化を防止することを目的として、狭山丘陵を取り込んだ区域 341.1ha が首都圏近郊緑地保全法により狭山近郊緑地保全区域に指定されています。

カ 市街化調整区域農地

- **市街化調整区域農地の指定は維持の状態にあります。**

市街化調整区域内にある農地を転用するためには、農地法の規定により、許可を受ける必要があります。市内には 0.79ha の農地が市街化調整区域に存在します。

キ 河川区域

- **河川区域は維持の状態にあります。**

東大和市内には、空堀川、奈良橋川及び前川の 3 河川が流れています。また、昭和 46 年に都市計画河川第 2 号空堀川が都市計画決定され、現在も東京都が河川の改修整備を進めています。



公共空地（桜が丘市民広場）



風致地区（湖畔三丁目）



河川区域（空堀川）

第4 緑と水の現況と課題

ク 条例等に指定されている緑地

・保存樹林

- **保存樹林の指定数は僅かに減少しています。**

市内に残された 1,000 m²以上の一団の樹林地を、貴重な緑として保全することを目的として、東大和市みどりの保護・育成に関する条例により3箇所（0.76ha）を指定しています。

・市民農園

- **市民農園は僅かに減少しています。**

市民が土に親しみ、農業に対する理解と健康的でゆとりのある生活を実現することを目的として、東大和市市民農園条例により東大和ファーマーズセンターを含む4箇所の市民農園を設置しています。

・その他

- **野火止用水歴史環境保全地域は維持の状態にあります。**

野火止用水周辺は、東京都の条例により、野火止用水歴史環境保全地域に指定されています。立川市・東大和市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市にまたがり、総延長 9.6km、総面積 19.71ha の区域で、そのうちの 1.88ha が東大和市内に位置しています。



条例等に指定されている緑地
（野火止用水歴史環境保全地域）

（3）社会通念上安定した緑地

- **大学や企業のグラウンドが別の用途に利用されたことなどによって、減少しています。**

社会通念上持続性が期待できる緑地として、自主管理公園、トトロの森、社寺境内地、墓地、大学や企業のグラウンド等があります。平成 29 年現在では総面積 18.29ha となっています。



社会通念上安定した緑地
（自主管理公園）

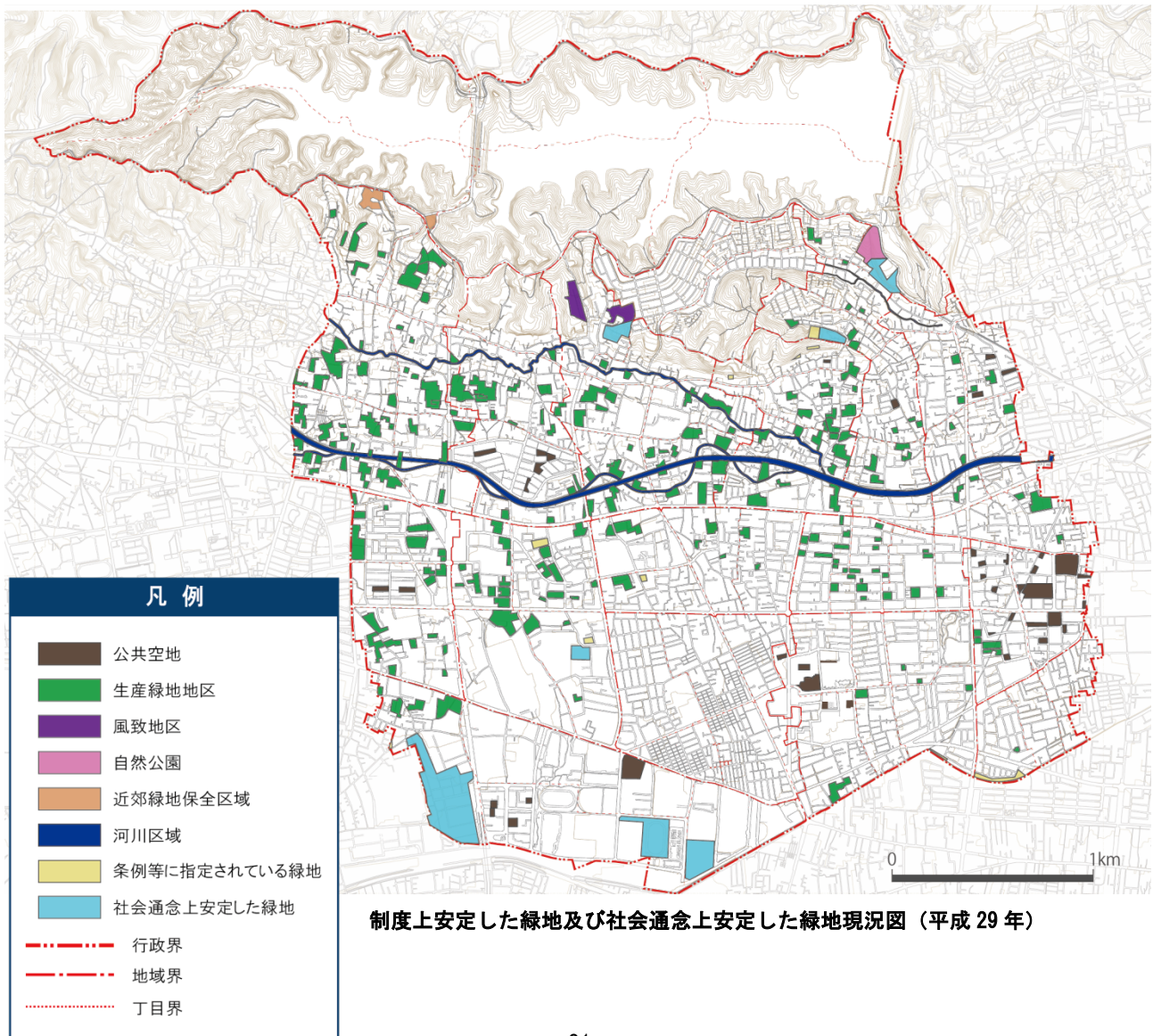


社会通念上安定した緑地
（警視庁総合訓練施設）

■制度上安定した緑地及び社会通念上安定した緑地の変化

		平成 10 年	平成 29 年
制度上安定した緑地	公共空地	15 箇所 (9.67ha)	15 箇所 (10.80ha)
	生産緑地地区	226 箇所 (59.27ha)	200 箇所 (44.63ha)
	風致地区	2 箇所 (47.00ha)	2 箇所 (47.00ha)
	自然公園	1 箇所 (444.60ha)	1 箇所 (444.60ha)
	近郊緑地保全区域	1 箇所 (341.10ha)	1 箇所 (341.10ha)
	市街化調整区域農地	1 箇所 (0.79ha)	1 箇所 (0.79ha)
	河川区域	3 箇所 (15.65ha)	3 箇所 (15.65ha)
	条例等に指定されている緑地	12 箇所 (4.76ha)	10 箇所 (3.22ha)
社会通念上安定した緑地		10 箇所 (26.53ha)	12 箇所 (18.29ha)

※「制度上安定した緑地」は、区域に一部重複があります。



第4 緑と水の現況と課題

(4) 緑の確保目標量に対する確保状況

第一次計画で設定した公園・緑地等の確保目標量に対する平成 29 年現在の確保量は以下のとおりです。

ア 公園緑地等の都市施設とする緑地[※]の確保目標量

※都市計画公園、都市計画緑地、都市公園、条例等の公園の緑地の確保目標量



※人口が計画策定時に予想された約 81 千人の場合でも 17.98 m²/人で未達成

イ 緑地の確保目標量[※]

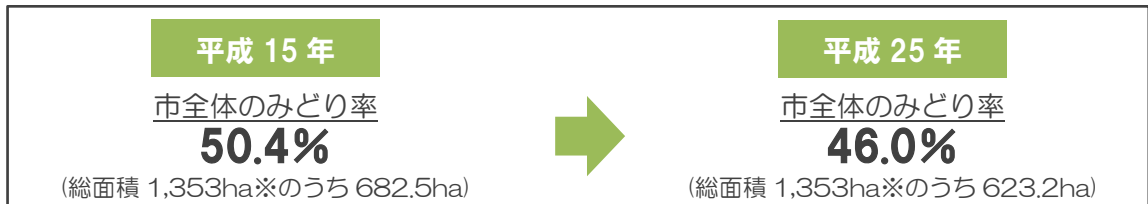
※公園緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地の確保目標量



(5) みどり率及びみどり域

みどり率とは、公園、街路樹、樹林地、草地、農地、住宅地の緑、河川、水路等の面積が東大和市全体の面積に占める割合を示します。また、みどり域はそれら緑で覆われた区域の面積を示します。平成 25 年の東大和市のみどり率及びみどり域は以下のとおりです。

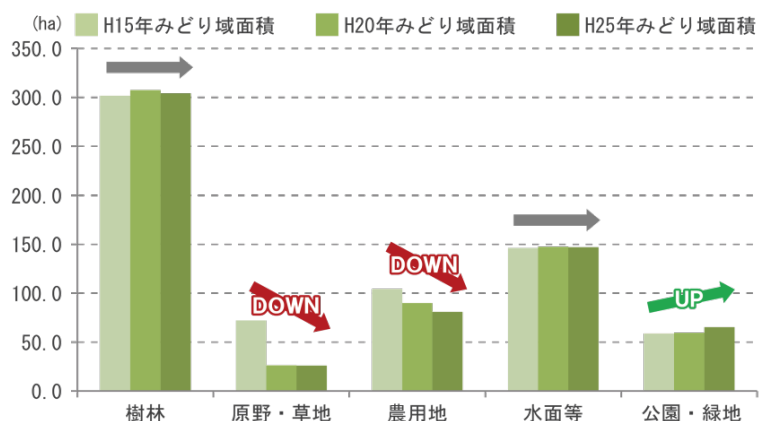
ア みどり率の変化



※市域総面積は GIS データによるもので公称値とは異なります。
資料：みどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

イ みどり域の構成

みどり域のうち、最も高い割合を占めているのが樹林となっています。平成 15 年から平成 25 年までの 10 年間に於いて、樹林や水面等は大きな変化はなく、公園・緑地が僅かに増加しています。原野・草地及び農用地は減少傾向にあります。

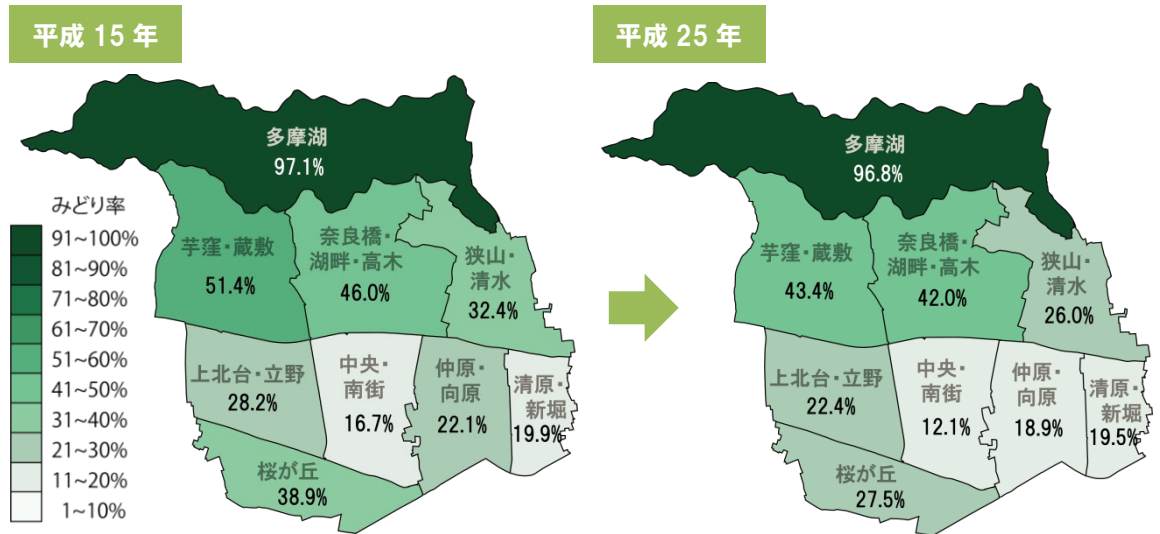


みどり域の構成別面積と推移

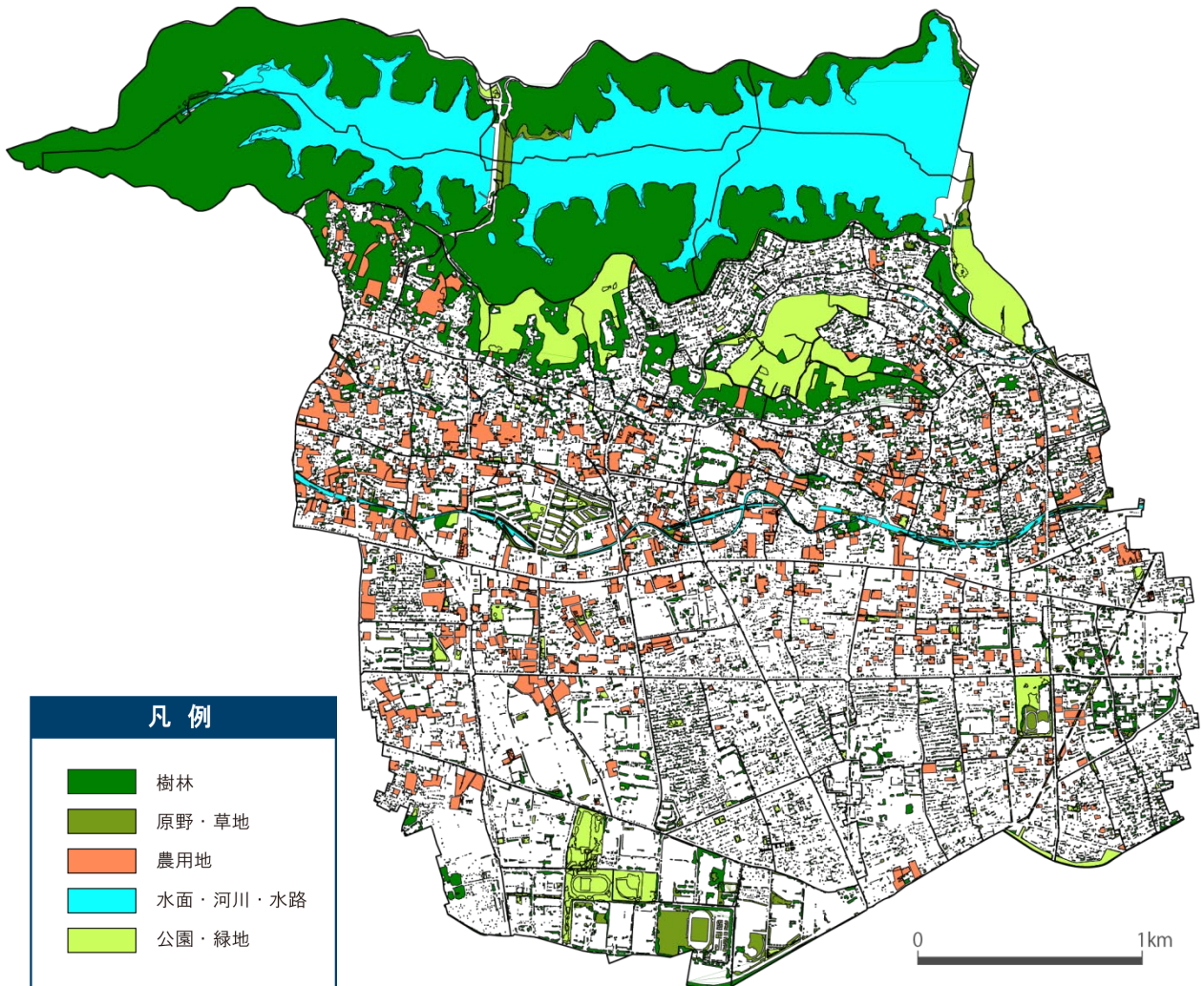
資料：みどり域の構成は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

ウ 地域別のみどり率の変化

地域別のみどり率は、市域北側の多摩湖、芋窪・蔵敷、奈良橋・湖畔・高木で高く、南東側の市街地に向かって低くなっています。平成15年から平成25年までの10年間に、全ての地域でみどり率が減少しています。



資料：地域別のみどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った



みどり域図（平成25年）

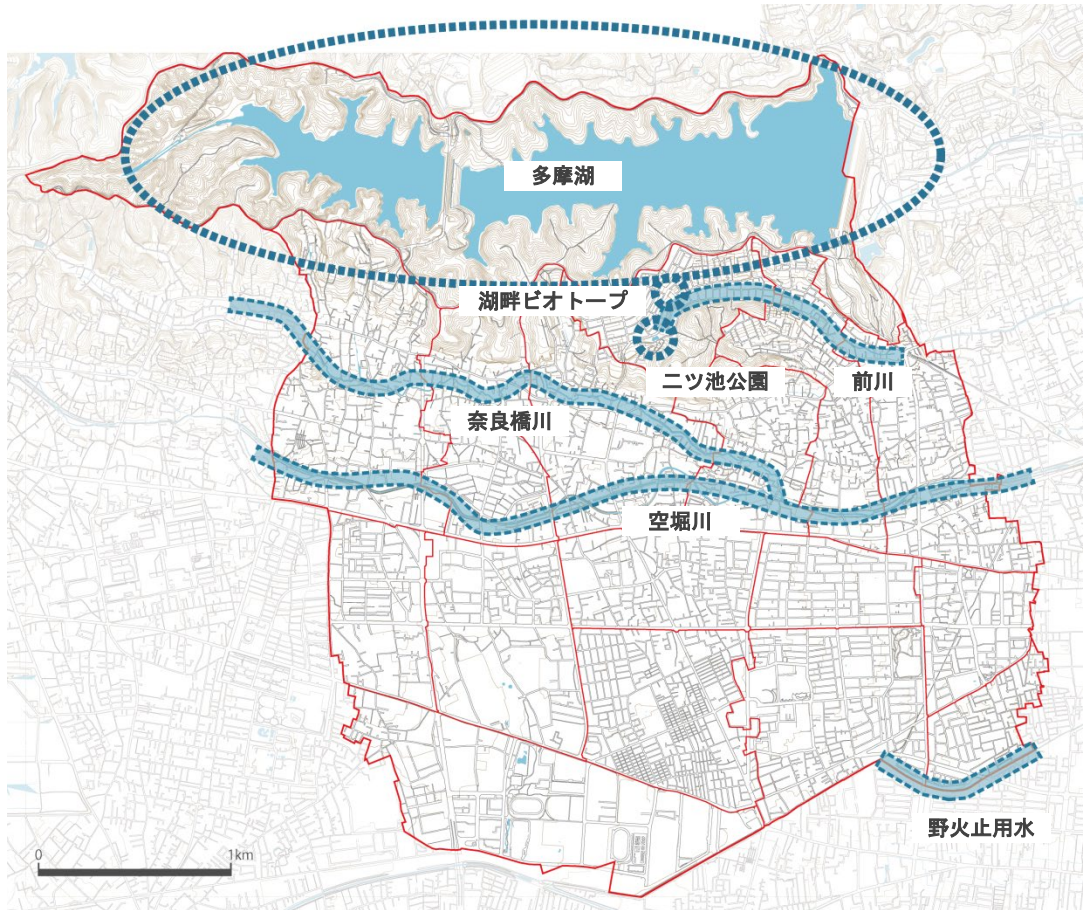
資料：みどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

第4 緑と水の現況と課題

(6) 緑と水の資源

ア 水資源

東大和市には、市を代表する資源である多摩湖、市街地を横断する空堀川、奈良橋川、前川などの河川や野火止用水などの水辺環境があるほか、前川の源流部にあたる二ツ池公園や湧水を活用した湖畔ビオトープなど多様な水資源に恵まれています。



多摩湖



空堀川



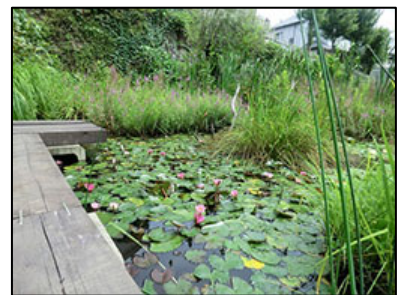
奈良橋川



前川



野火止用水

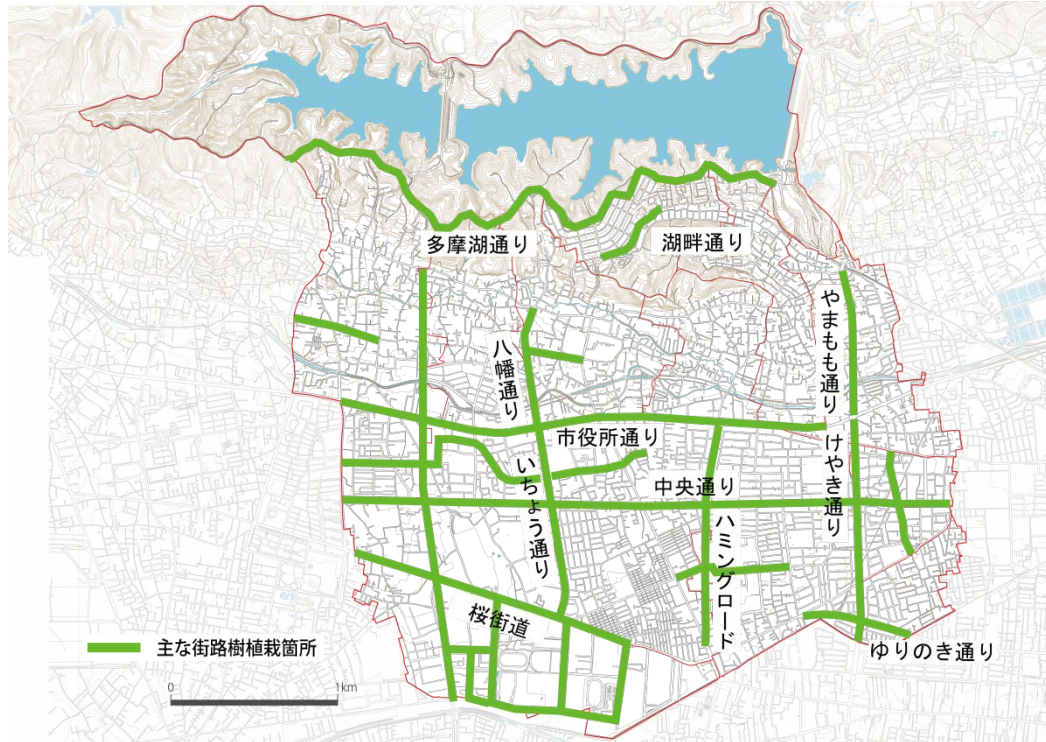


湖畔ビオトープ

イ 街路樹・道路愛称

市内の幹線道路等には様々な樹種の街路樹が植えられており、街並みに季節感や潤いをもたらしています。

また、市内には市民公募により愛称が付けられた道路が14路線ありますが、その中には街路樹の樹種名を冠した路線があり、市民に親しまれています。



市内の主な街路樹と道路愛称



湖畔通り (樹種: サクラ)



やまもも通り (樹種: ヤマモモ)



ハミングロード (樹種: ハナミズキ)

ウ 保存樹木・保存生垣

東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づき、良好な自然環境の形成に寄与する大系木や生垣を「保存樹木」や「保存生垣」に指定しています。

市では維持管理に要する経費の一部を負担するなど、指定の奨励に努めることとしています。なお、平成12年から補助金は凍結しています。



保存生垣 (狭山四丁目)

第4 緑と水の現況と課題

エ 農地(農業体験農園)

法律に基づいて指定される生産緑地地区や条例に基づいて設置する市民農園の他、市内には交流の場となる「学校農園」や「農業体験農園」があります。ただし、平成29年度現在は「学校農園」の実施校はありません。



農業体験農園(蔵敷二丁目)

オ 緑と水をつなぐネットワーク(自転車・歩行者道)

広域的な自転車・歩行者道として、「多摩湖自転車歩行者道」や「武蔵野の路(多摩湖コース)」が多摩湖周辺に整備されています。

また、東大和市のウォーキングマップにも多摩湖や野火止用水等の緑と水がコースとして位置づけられています。



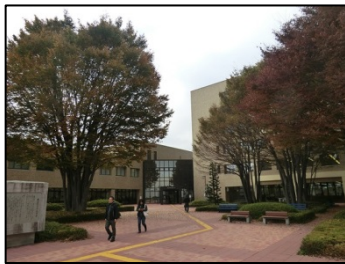
武蔵野の路



多摩湖自転車歩行者道

カ 東大和の良好な景観形成に寄与する緑と水(東やまと20景)

残しておきたい景観として市民が選定した「東やまと20景」には、市役所と市民広場や多くの公園、多摩湖や社寺境内地等が選ばれ、緑と水の多い景観になっています。



市役所と市民広場



都立東大和公園



円乗院

(7) 緑と水に関わる活動

ア 市民協働の取組み

市民と行政の協働の取組みとして「緑のボランティア」制度があり、駅前ロータリー、公園、道路等の美化活動を行っています。また、狭山緑地の雑木林を守り育てる「狭山緑地雑木林の会」や、空堀川のクリーンアップや水質調査等を実施している「空堀川を考える会」等といった環境団体による活動も行われています。

東大和市郷土博物館では、「オオムラサキ増やし隊」によって国の準絶滅危惧種に指定されているオオムラサキを増やす取組み等が行われています。



「緑のボランティア」活動風景



「空堀川の清掃」活動風景

イ 環境市民の集い

毎年5月の第2土曜日から6月11日までを「環境月間」と定め、環境団体や関係行政機関等と連携して、「環境市民の集い」を開催し、多くの市民に環境問題の重要性を啓発しています。

(8) 緑と水の現況(まとめ)

【緑と水について】

- 東大和市の緑の現況は、都市公園・都市緑地は増加しています。ただし、都市計画決定したものの未整備の公園があり、既に公園区域の一部が宅地化されています。また、条例等によって民有地に設置しているこども広場は、僅かに減少しています。
- 生産緑地地区は大きく減少しています。また、保存樹林や市民農園も僅かに減少しています。風致地区、自然公園、近郊緑地保全区域、河川区域、野火止用水歴史環境保全地域は指定区域の変更はありませんが、近郊緑地保全区域については、指定区域の一部の緑地が宅地化されています。
- 原野・草地は企業や大学等のグラウンドが宅地化されたことなどによって減少しています。
- 「水環境」としては、市を代表する資源である多摩湖、整備の進む空堀川など市街地を横断する河川や野火止用水などの水辺環境のほか、前川源流部の二ツ池公園や湧水を活用したピオトープなど多様な水資源に恵まれています。
- 道路の街路樹が整備され、市街地にうるおいのある都市景観を創出しています。また、「多摩湖自転車歩行者道」や「武蔵野の路」、「東やまと20景」等といった緑と水の資源に恵まれています。
- 市域全体の緑と水は、市北部の狭山丘陵及び多摩湖一帯に多く分布している状況にあります。河川や道路等によるネットワークが徐々に構築されつつあります。
- 現在、条例等による保存樹木・保存生垣の指定の推奨をしていますが、補助金を凍結しており、今後、財政状況を踏まえた指定の維持・推進策の検討が必要となります。
- そのほかに、緑と水を守り、育む取組みとして、市民と協働した美化活動や環境団体による緑と水の保全活動が行われています。

【緑の確保目標量について】

- 住民一人あたりの公園緑地等の都市施設の緑地面積は、平成10年の14.86㎡/人から、平成29年現在17.31㎡/人で、2.45㎡/人で増加していますが、平成30年の目標量には達していません。
- 東大和市内全体の緑地面積は、平成10年の528.40haから、平成29年現在507.85haで、20.55ha減少しており、平成30年の目標量には達していません。
- 緑地の主な減少要因は、制度上安定した緑地である生産緑地地区等（農地）と、社会通念上安定した緑地である企業や大学等のグラウンド（原野・草地）の減少が影響しています。

2 緑と水の課題

東大和市の「緑と水の現況」、「市の施策取組み状況」、「緑と水に関する市民ニーズ等からみた緑と水の課題」を抽出し、第一次計画の基本方針別に整理します。

<p>狭山丘陵の保全と活用について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き継がれてきた狭山丘陵の緑と水の継承 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭山丘陵における各種法規制の維持 効果を踏まえた保全制度活用の検討 利活用施設の整備の重点化（絞り込み） 市民協働の普及・啓発の一層の推進 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭山丘陵及び多摩湖の保全や質の向上、資源としての活用 観光まちづくりに寄与する緑と水の保全と活用
<p>水辺等の保全・活用について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 恵まれた水資源の保全及び整備 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 利活用のための水辺環境の整備（親水河川化等） 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 都和連携した河川環境整備 水辺環境の質の向上、河川の利用環境の向上 緑や水を感じられる空間の創出 ホテルの生息環境や取組みの継続性等の検討
<p>農地の保全と活用について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 減少傾向にある農地の保全・活用 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民農園等の整備促進 まちなかの農地の効果的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時協力農地の登録推進 生産緑地地区の活用や市民農園の整備
<p>樹林地の保全について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹林・樹木の保全・活用に向けた補助金（凍結中）の復活やそれに代わる支援策の整備 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹林や樹木の保全等に関する支援制度の浸透 外来種対策の検討 生物多様性への配慮及び地球温暖化の緩和に寄与する緑と水の保全 	
<p>緑のリサイクルについて</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズを踏まえた緑のリサイクルの一層の推進 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹林地の活用と保全の循環形成 生物多様性や資源循環の確保 	
<p>公園・緑地等の整備について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な緑の適正な配置 施策の適切な評価や施策の実現性等を考慮した緑の確保目標量の設定 市北部の緑と水とのネットワークの構築 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民間問わず様々な緑の適正な配置 特色のある公園の着実な整備 緑と水によるネットワークの将来像の設定と取組み <p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 特色ある公園整備（再整備）の着実な推進 官民連携による公園や空き地の効果的な活用 公園の施設・植栽の適正な維持管理 	
<p>公共施設の緑化について</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状況や市民ニーズを踏まえた公共空間の緑化及び維持管理の推進 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活にうるおいや安らぎを提供する緑の創出と水辺空間の整備 街路樹の適正な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 東大和の原風景を形成する緑と水の保全
<p>民有地の緑化について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有地の緑の保全・活用に向けた補助金の復活や支援策の整備 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区計画制度や街づくり条例等による緑と花の緑化推進、補助金の復活、あるいはそれに代わる支援策の整備 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 商店街や駐車場の緑化推進
<p>緑化重点地区について</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の施策展開（制度活用等）を見据えた新たな緑化重点地区の設定 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の地区を定める緑化重点地区の見直し 	
<p>市民・企業・行政の協働について</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑と水に関わる協働の取組みの一層の推進 緑と水に関わるボランティア組織の育成・支援 「環境緑化基金」の活用による自然環境の保護と市街地の緑化推進 緑と水に関するイベント等の継続的な開催 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 若い世代や子育て世代を中心とした観察会・講習会等の参加機会の拡充・情報発信 活動団体のネットワーク形成 周辺自治体との広域的な連携 	

<div style="background-color: #90EE90; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 現況 …現況からみた課題	<div style="background-color: #4682B4; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 市 …施策の取組み状況からみた課題
<div style="background-color: #FF69B4; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 市民 …市民ニーズからみた課題（市民アンケート、改定懇談会、地域別懇談会）	

狭山丘陵の緑は、各種法規制によって保全され、緑の量・質ともに市民の満足度は高く、市民協働による管理や環境教育活動等も進んでいます。しかし、野鳥観察施設や野草園等の整備が進んでいません。狭山丘陵の緑の管理や資源の活用が重要であるとする市民が多く、さらなる取組みが求められています。

空堀川や奈良橋川の河川整備が進められています。また、湧水は生物の生息地として、保全や活用が行われており、量・質ともに市民の満足度が高くなっています。水辺の整備、水質浄化、市民の認知度も高く、重要度も高いことから、さらなる取組みが求められています。また、ホテルの回復等の取組みについては、生息環境の適切性等の検討も含めた取組みが求められています。

農地の減少傾向は続いており、農地や市民農園等が不足していると感じる市民が多くいます。一方で、農産物直売所や農家レストランのあるまちなかの農地など、農地の活用を通じた保全も市民から求められています。

条例で樹林地の保全等に対する支援制度を設けていますが、現在、補助金を凍結しており、今後、財政状況を踏まえた指定の維持・推進策の検討が求められます。また、支援制度に対する市民の認知度も低いことから、支援策の見直しやPR等が求められています。

剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化等による緑のリサイクルは進んでいます。また、生物多様性や地球温暖化の緩和に寄与する雑木林の維持管理を通じた緑のリサイクル等も求められています。

（公園・緑地の整備） 公園は、市民ニーズに合わせた整備の取組みが進んでいます。しかし、都市公園・緑地の体系的な配置は進んでおらず、都市計画決定した公園でも未整備の公園があります。また、市民一人あたりの公園・緑地等の確保目標量は未達成の状況であり、指標や目標量の見直しが必要です。特色ある公園整備や公園の再整備、公園・緑地等の面積確保や適正配置は重要であるとする市民が多いほか、公園・緑地等の整備における空き地の活用、官民連携によるカフェ・レストランの導入なども市民から求められています。
（緑と水のネットワークの形成） 道路整備のほかに河川整備が着実に進められており、公園・緑地等をつないで利用を促進する取組みを重要とする市民が多く、既存の桜等の花木を活かしたネットワークの形成や市北部の緑と水の拠点につながるような河川や用水も含めたネットワークの形成が求められています。

公共施設の緑化は着実に進っていますが、季節感の演出や特色ある緑化は進んでいません。やまも通りやハミングロード等で特色ある街路樹の整備を進めていますが、街路樹や公園施設の適正な維持管理を求める意見もあります。緑と水には、生活にうるおいや安らぎを与える場としての役割を求める市民が多く、緑と水を感じられる空間が求められています。また、子どもたちに残したい原風景の形成・継承に寄与する役割も求められています。

民有地の緑化は、地区計画制度や街づくり条例等によって進めています。しかし、商店街や駐車場の緑が、量・質ともに不足・不満と感じている市民が多いことから、民有地の緑と花による緑化支援策の見直し求められています。

特定の地区を定めて緑地の整備等を重点的に推進する取組みの重要度は低いとする市民が多い一方で、都市緑地法改正により導入された「市民緑地認定制度」の活用には、緑化重点地区等の指定が前提条件になっています。

（協働の推進） 市民との協働による樹林地や河川の維持・保全、公園や道路、駅前広場等での緑化が進められています。一方で、多くの市民はボランティアに参加しておらず、新たなボランティアの育成が進んでいません。しかし、機会があれば参加したいと考えている市民が一定程度いることから、緑と水に関わる協働の取組みの推進とボランティア組織の育成・支援が求められています。
（緑の取組みの市民への浸透） 緑の基本計画をはじめ、市の緑と水の取組みに対する市民の認知度が非常に低い状況にあります。協働を進めるためにも「環境市民の集い」等のイベントの開催や市のホームページなどを活用する等、市の緑と水の取組みに関する積極的な情報発信が求められています。

ふるさとの緑と水をまもる

緑の拠点とネットワークをつくる

緑あふれるまちをつくる

市民・企業の協働

第4 緑と水の現況と課題

前頁の「緑と水の課題」と「緑と水の取り巻く環境の変化」から、今後の取組み課題を以下のとおり整理し、「改定における視点」を抽出します。

緑と水を取り巻く環境の変化（P12）

ふるさとの緑と水をまもる

「保全」に加えて「活用」の視点強化／「生物多様性」や「地球温暖化の緩和」への寄与

- ①狭山丘陵や多摩湖を、市を代表する資源として観光まちづくりなどへの活用に努める必要があります。
- ②国・都・市の定める法規制を維持し、新たな保全制度等の活用について、効果を踏まえた検討が必要です。
- ③進んでいない施設整備の重点化（絞り込み）による着実な整備が必要です。また、市民参加による樹林管理が進んでおり、自然環境調査等を含めた一層の推進が必要です。
- ④水辺の整備、水質浄化、ホタルの回復等の水辺環境の保全・活用のさらなる取組みが必要です。
- ⑤市街地の貴重な緑地として、まちなかの農地の効果的な活用（農産物直売所、農家レストラン等）が必要です。
- ⑥財政状況を踏まえ、樹林地の保全に向けた支援策の検討が必要です。
- ⑦生物多様性の確保、地球温暖化の緩和等に寄与する樹林地の保全・活用や資源循環が必要です。

緑の拠点とネットワークをつくる

「緑」に加えて「水」の視点強化／「官民連携」による「多様な緑」の創出

- ①「東大和市特色ある公園整備基本方針」に基づく特色ある公園整備の着実な推進が必要です。また、併せて市民ニーズを踏まえた再整備や運営管理が必要です。
- ②新規整備の難しい都市計画公園・緑地だけでなく、官民連携により、民有地も含めた多様な緑の創出が必要です。
- ③実現性等を考慮した緑の確保目標量やその他指標の設定が必要です。
- ④市北部の緑と水の拠点につながっていくような河川や用水も含めた「緑と水のネットワーク」の将来像の設定と実現に向けた取組みが必要です。
- ⑤多様な緑を把握し、防災まちづくり等に活用する必要があります。

緑あふれるまちをつくる

「緑」に加えて「花」の視点強化／「緑化支援策」の整備／「原風景」の保全・継承

- ①財政状況や市民ニーズを踏まえた公共施設の緑化が必要です。
- ②街路樹や公園の植栽、遊具などの公園施設の適正な維持管理が必要です。
- ③商店街や駐車場等の民有地の緑や花による緑化を促すような支援方策等の検討が必要です。
- ④日常生活においてうるおいや安らぎを提供する緑の創出と水辺空間の整備が必要です。
- ⑤子どもたちに残したい原風景を形成する緑と水の保全・継承が必要です。
- ⑥特定の地区を定める緑化重点地区指定の見直しが必要です。

市民・企業・行政の協働

「協働」の深化／「情報発信・PR」の強化

- ①緑と水に関わる協働の取組みの一層の推進が必要です。
- ②「緑のボランティア」を中心とした緑と水に関わるボランティア組織の育成・支援が必要です。
- ③ボランティア活動等に関する情報発信の強化や活動組織のネットワーク形成が必要です。
- ④緑と水の取組みなどに関する情報発信・PRの強化や普及・啓発に関わるイベント等の継続的な開催が必要です。

改定における視点

- ① 緑と水の資源を保全するとともに、交流人口[※]の増加に寄与するよう積極的に活用を図る計画とします。
- ② 農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る計画とします。
- ③ 樹林地の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化緩和に資する計画とします。
- ④ 公園・緑地だけでなく、多様な緑の創出と水辺空間の整備を図る計画とします。
- ⑤ 河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図る計画とします。
- ⑥ 緑や花による緑化の推進を図る計画とします。
- ⑦ 緑と水に関する広範な取組みにおいて、市民・市民団体・企業等との協働を深める計画とします。

※交流人口とは、市外から市内に何かしらの目的で訪れる人口（観光客や短期滞在者）のことで、「定住人口」に対する概念

第5 緑と水の将来像と基本方針

- 1 計画の基本理念
 - 2 緑と水の将来像
 - 3 緑と水の基本方針
 - 4 計画の構成
 - 5 計画のフレーム（人口と市街地の規模）
 - 6 計画の目標
-

第5 緑と水の将来像と基本方針

1 計画の基本理念

第一次計画の基本理念を継承し、以下のとおり定めます。

基本理念

狭山丘陵の自然と歴史に育まれた緑と水を守り
市民・企業・行政の協働により
うるおいと安らぎのあるまちを創ります

【緑と水の資源の保全・活用】

東大和市には、広域的な緑と水の拠点となる狭山丘陵があります。この狭山丘陵の貴重な緑と水の資源を保全するとともに、交流人口の増加に寄与するよう積極的に活用を図っていきます。

【生物多様性の確保や地球温暖化の緩和】

緑は、単独で存在しているのではなく、そこに生息する様々な生き物や水（河川、湧水、地下水など）と深く関わり合い、自然の生態系を成立させ、生き物とのふれあいの場となっています。都市における自然の生態系を保全するためにも、緑と水の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化の緩和を図っていきます。

【歴史と暮らしに育まれた緑の保全・活用】

緑は、昔からの暮らしと結びつきながら、存在してきました。青梅街道・都道 128 号線（通称）志木街道）沿いの地域には、社寺境内地や文化財等の歴史資源が緑と一体となって多く存在しています。こうした歴史と暮らしに育まれた緑の保全・活用を図っていきます。

【市街地の貴重な緑である農地の保全・活用】

農地は、市街地の中の緑の 1 つとなっており、緑のオープンスペースとして、重要な役割を果たしています。農地を大切に、農家の協力のもと、市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図っていきます。

【緑と水のネットワークの形成】

公園や緑地だけでなく、河川等もネットワークに組み入れることにより、それらの機能を十分に発揮します。このため、河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図っていきます。

【緑と花による緑化】

緑と花は、まちの個性と魅力を創造する大事な要素でもあります。四季に移りゆく緑と花は、まちに彩りを添えてくれます。まちの季節感を大切に、緑と花による緑化を図っていきます。

【市民・市民団体・企業等との協働】

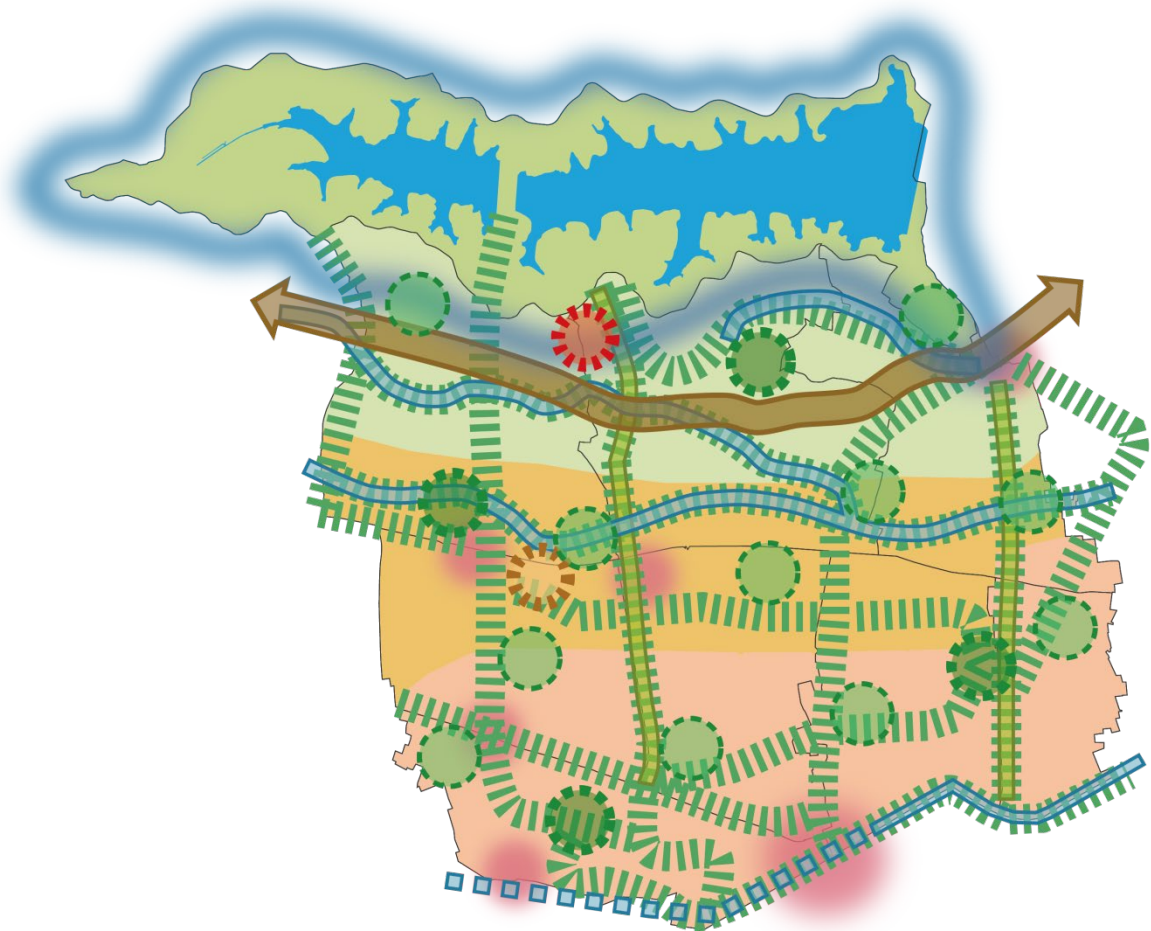
市民・市民団体・企業等と行政が緑と水を地域の共有財産と認識し、緑と水に関する広範な取組みにおいて、理解・協働を深め、誇りや愛着を持って次世代に引き継いでいきます。

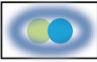












2 緑と水の将来像

第一次計画の緑と水の将来像を基本とし、「東大和市都市マスタープラン」等の改定を踏まえ、以下のとおり定めます。

緑と水の将来像

「緑と水の都市」



<p>■ 拠点</p>  緑と水の拠点	<p>■ 緑の拠点</p>  緑の拠点	<p>■ 軸</p>  ふるさとらしさを保全する軸	<p>■ ゾーン</p>  緑のふるさとゾーン
 歴史・ふるさとの拠点	 地域の緑の拠点	 水と緑の景観軸	 農とのふれあいゾーン
 農の拠点		 緑の景観軸	 緑のまちなみゾーン
	 生活心	<p>■ ネットワーク</p>  緑と水のネットワーク	<p>※凡例の説明は次頁に示す</p>

東大和市の目指す緑と水の将来像は、基本的には緑の「拠点」を配し、それを街路樹や緑、河川や用水を含めた「ネットワーク」で結ぶ構造にしています。それに加えて、「軸」を通すと同時に、面的な「ゾーン」を配します。

第5 緑と水の将来像と基本方針

■拠点

拠点には、「緑と水の拠点」「歴史・ふるさとの拠点」「農の拠点」があります。

「**緑と水の拠点**」は、狭山丘陵や多摩湖の緑と水を中心とした東大和市の中心的な核となる大きな拠点です。

「**歴史・ふるさとの拠点**」は、東大和市狭山緑地内の郷土博物館を中心とするエリアです。

「**農の拠点**」は、東大和ファーマーズセンターを中心とするエリアです。

■緑の拠点

市街地の中に「緑の拠点」「地域の緑の拠点」をつくります。

「**緑の拠点**」は、4つの主な都市計画公園を位置づけています。

「**地域の緑の拠点**」は、地域の拠点となる都市公園、こども広場、生産緑地地区、市民農園等を位置づけます。

■軸

軸には、「ふるさとらしさを保全する軸」「水と緑の景観軸」「緑の景観軸」があります。

「**ふるさとらしさを保全する軸**」は、青梅街道・都道128号線（通称）志木街道が位置づけられています。この軸については、長年にわたり培われた風土を守りつつ、歴史的・文化的な資源や自然的なふるさとの景観を保全・創出していくための軸とします。

「**水と緑の景観軸**」は、空堀川、奈良橋川、前川、野火止用水を位置づけ、河川の親水化をはじめ、河川を活かした自然の回復や水のある景観を創出するための軸とします。

「**緑の景観軸**」は、南北を結ぶ景観軸として、立3・4・22号清水野火止線、立3・4・29号立野線を位置づけ、道路緑化の充実や自転車走行への配慮により快適な交通環境の整備と、「緑と水の拠点」及び「水と緑の景観軸」を結ぶ軸とします。

■生活心

「**生活心**」は、交通、商業、業務、文化、福祉などの機能が充実した人々の多様な活動や交流となるエリアです。

■ネットワーク

「拠点」「緑の拠点」「地域の緑の拠点」「生活心」を相互に結び、市全体にネットワークを位置づけます。

「**緑と水のネットワーク**」は、緑道、歩行者道、街路樹の整備された歩道、河川の管理用通路などでつなぎ、徒歩あるいは自転車等で快適に移動できるものとします。

■ゾーン

ゾーンには、「緑のふるさとゾーン」「農とのふれあいゾーン」「緑のまちなみゾーン」があります。

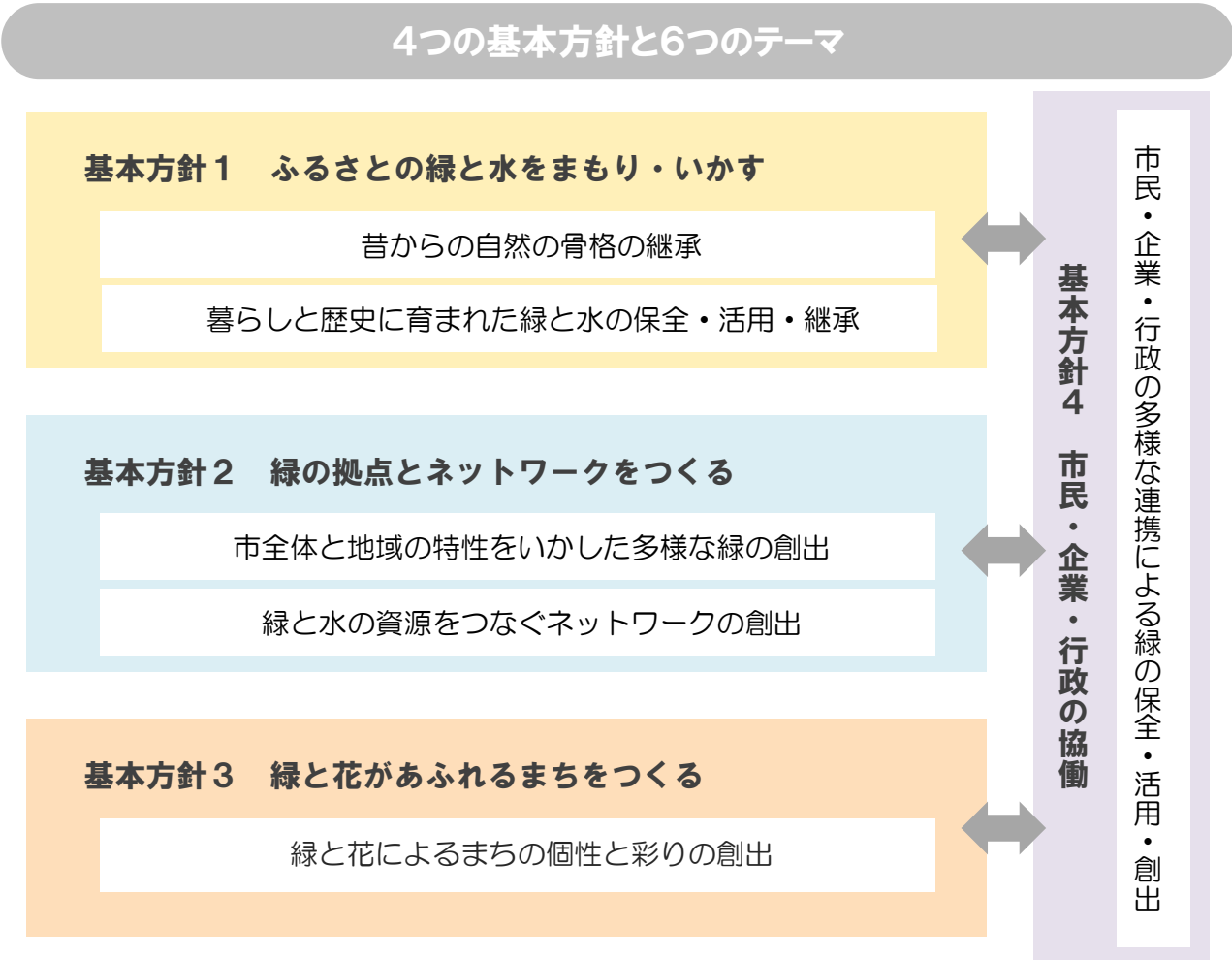
「**緑のふるさとゾーン**」は、青梅街道・都道128号線（通称）志木街道の「ふるさとらしさを保全する軸」を中心とするエリアを位置づけます。このゾーン内には、社寺境内や文化財、それらと一体となった緑、湧水などがあり、東大和市の歴史的風土を醸し出しています。こうした緑と一体となって存在している歴史的な風土を将来にわたり、大切にしていきます。

「**農とのふれあいゾーン**」は、武蔵野台地の農地が多く残っているゾーンで、農地の保全に特に留意し、東大和市ファーマーズセンターを中心に農とのふれあいをつくるゾーンとします。

「**緑のまちなみゾーン**」は、市南部のみどり率が比較的低い地域で、公共空間や民有地の緑化を積極的に進め、緑の豊かさとまちにうるおいをつくるゾーンです。

3 緑と水の基本方針

東大和市の緑と水の将来像の実現に向けて、取り組むべき緑と水の保全・活用及び緑化について、4つの基本方針と6つのテーマを以下のとおりとします。

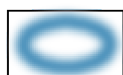
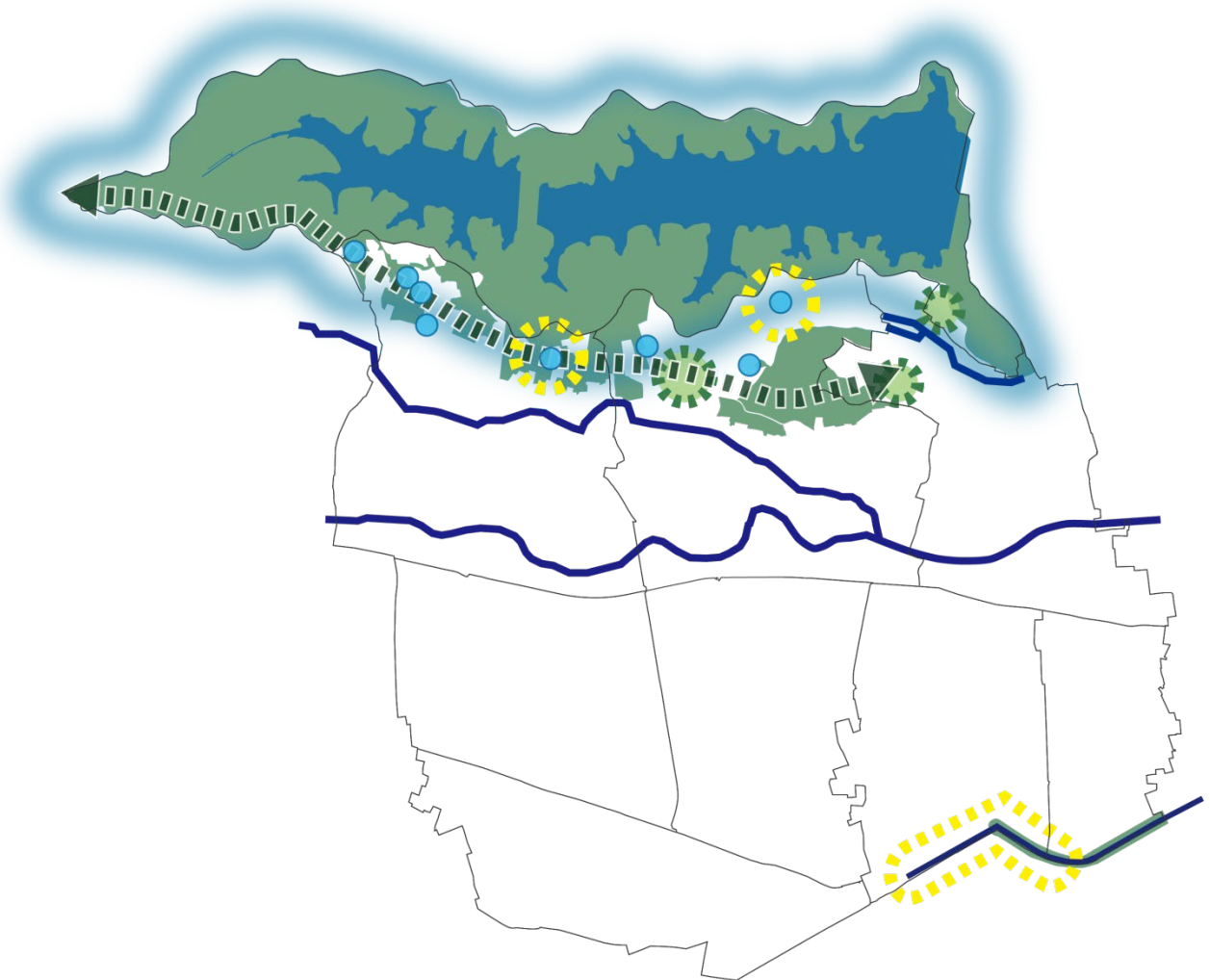


基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

「昔からの自然の骨格の継承」と 「暮らしと歴史に育まれた緑と水の保全・活用・継承」

市の北部に位置する緑豊かな狭山丘陵は、昔からの東大和の代表的な原風景です。狭山丘陵は、東大和の成り立ちの原点であり、かつて人々はここを拠点として生活し、時代を経て南部に移動してきた経緯とともに、自然と人との共生体験の場となる貴重な環境資源となっています。また、河川、湧水等の水辺は、生き物とふれあうことのできる場となります。

このような視点から、自然の骨格の継承に努め、東大和の重要な緑と水の資源を保全・活用・継承していきます。



狭山丘陵の骨格
として重要なエリア



河川等の保全・活用



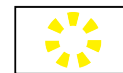
狭山丘陵の民有緑地の保全



緑地・湖面の保全・活用



湧水の保全・活用



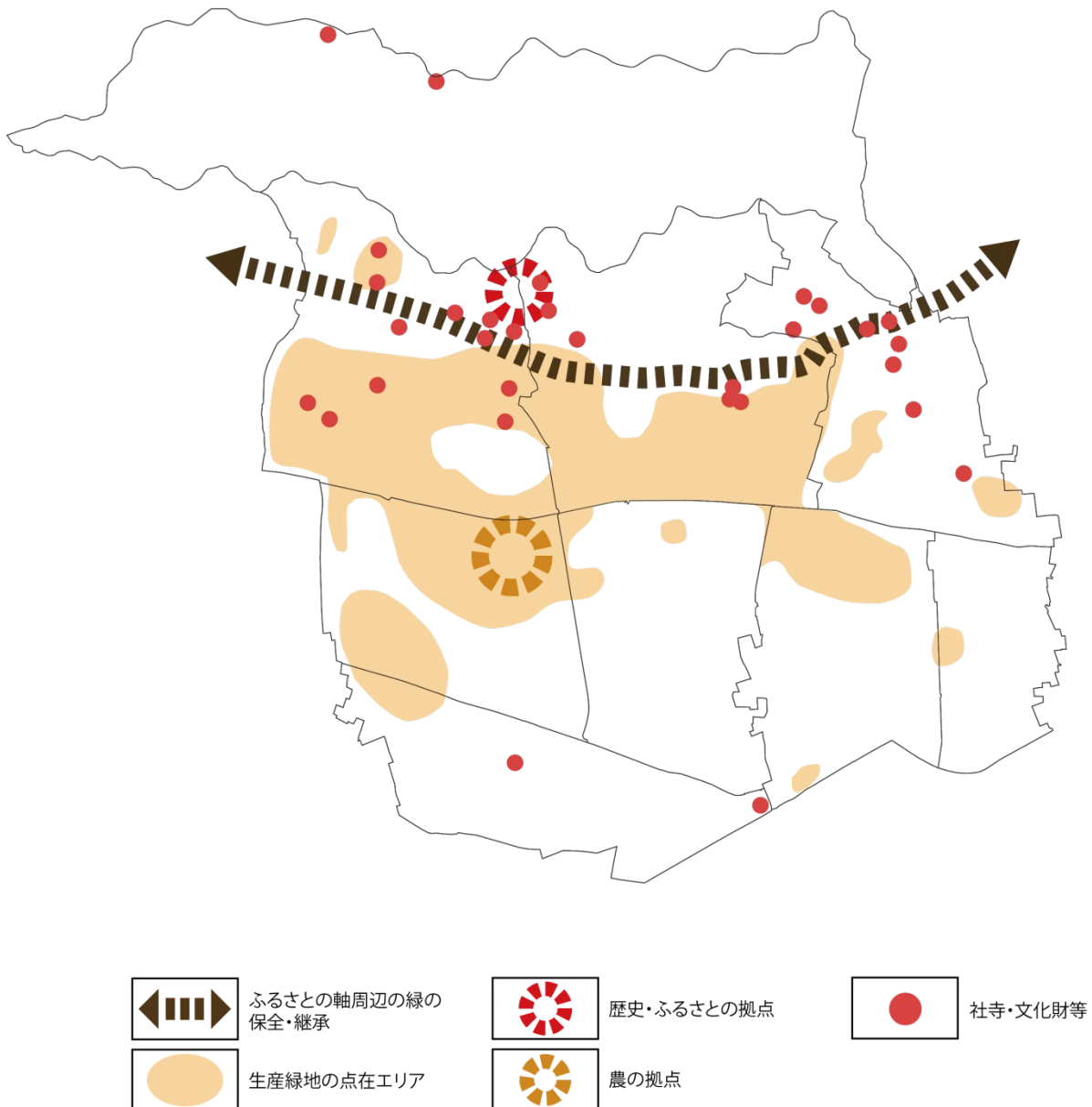
ホタル・トウキョウ
サンショウウオの保全・回復



狭山丘陵の緑の連続

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

緑は、地域に生活してきた人々の暮らしに密接に関わり、存在してきました。市街地において都市公園・緑地とともに、農地も重要な環境資源として位置づけ、周辺の地域環境との調和を図り、保全・活用していきます。また、市街地に残された社寺・文化財等と一体となっている緑や保存樹木、屋敷林等の東大和の原風景を形成する緑の保全に努めます。

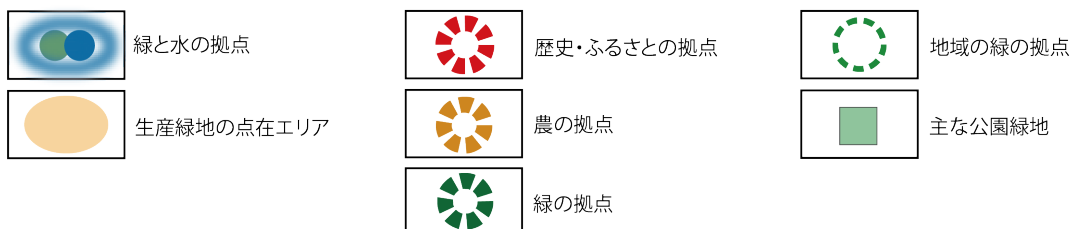
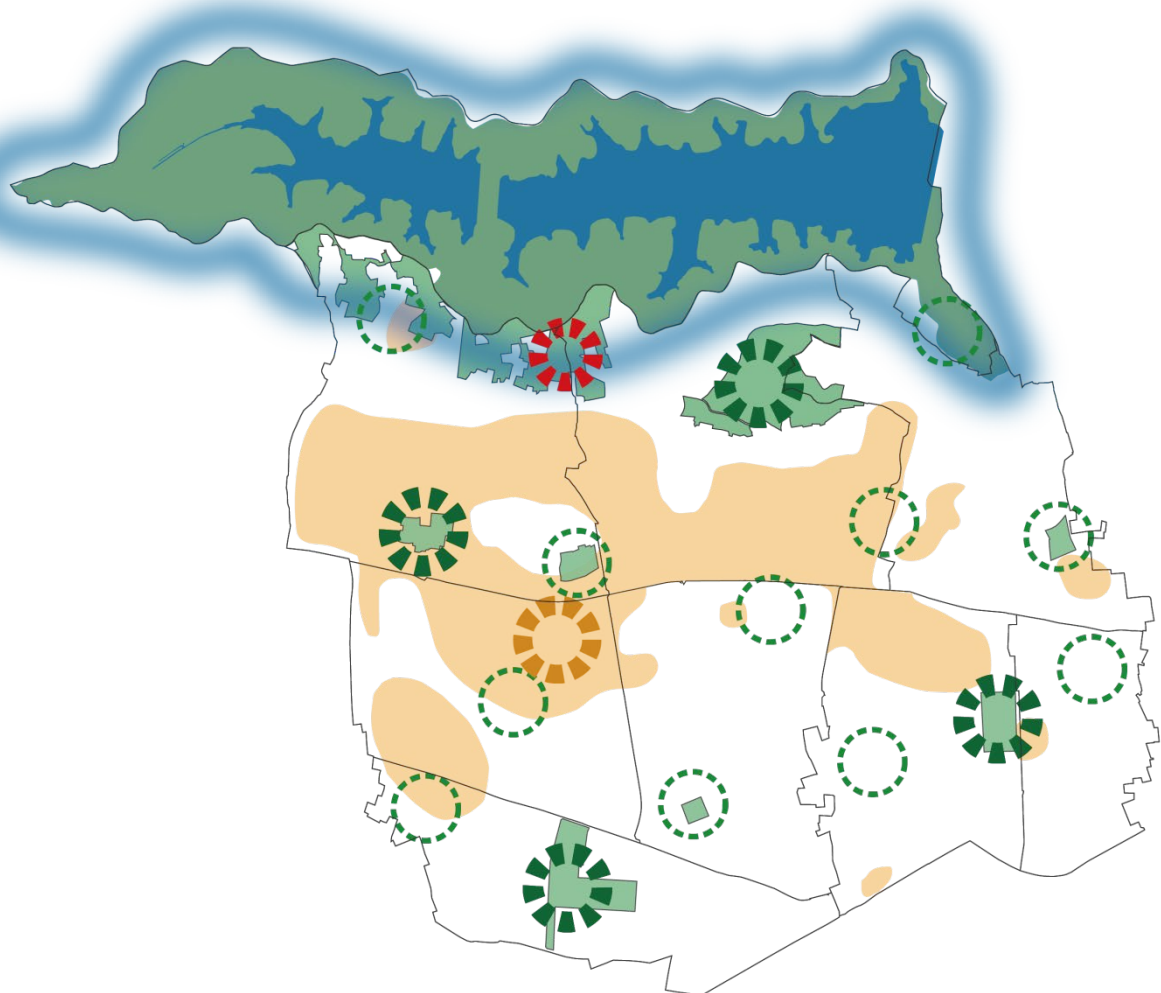


基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

「市全体と地域の特性をいかした多様な緑の創出」と 「緑と水の資源をつなぐネットワークの創出」

東大和には、大きくまとまった緑の残る丘陵部、歴史的資源の集積する丘陵のふもと、農地がまとまっている市中央部、市街地の進展により農地の減少が顕著な南部など、地域ごとに特性が見られます。また、それぞれの緑の資源は、広域的に利用される緑から、地域の活動の中心となる緑、身近なふれあいの場となる緑まで、様々な性格を備えています。今ある公園や緑地等の更新・再整備にあたっては、市民ニーズを踏まえて、それぞれ個性を持たせることで地域の活性化を図っていく特色ある公園づくりを進めていきます。

それぞれの地域の特性を活かし、各地域の緑の拠点を市全体からみて、都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災及び景観の機能に配慮しながら、多様な緑の空間を配置します。

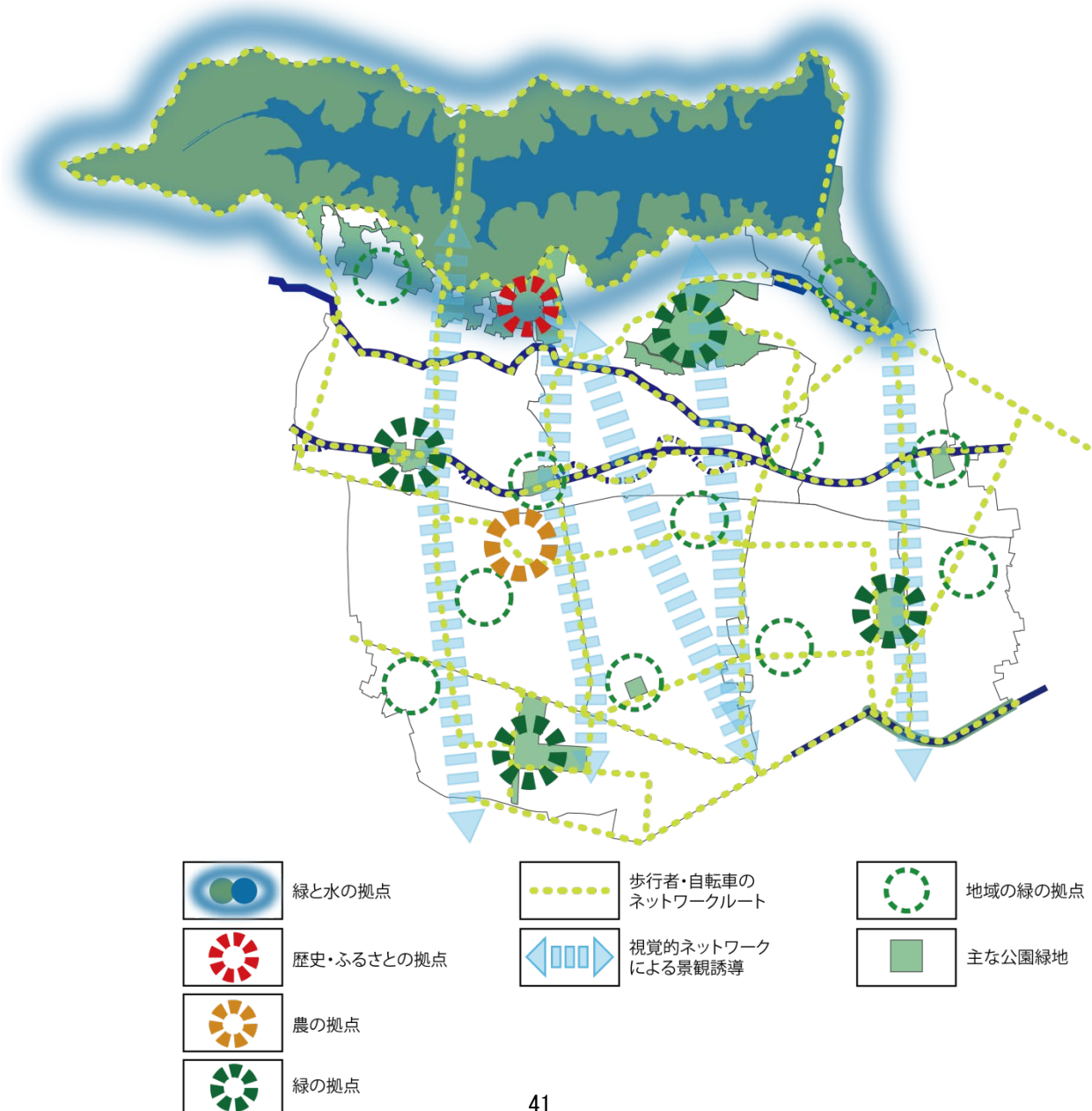


基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

豊かな緑と水を守り育む快適なまちづくりを進めるため、緑の拠点やその他の様々な資源を既存の歩行者・自転車道や緑道、街路樹の整備された歩道、河川の管理用通路でつなぎ、効果的なネットワークを形成していきます。また、既存のサクラを活かしつつ、公園・緑地をはじめ、緑道や街路樹、河川など、サクラ等花木でつながるネットワークを形成していきます。

河川や用水等は、生き物の生息地や移動空間としての生態的な連続性も意識しながら、身近なところで生き物と触れ合えるよう水辺空間を維持していきます。

こうした緑と水のネットワークを活用し、市南部から市北部の狭山丘陵の緑へと人々を誘導していきます。



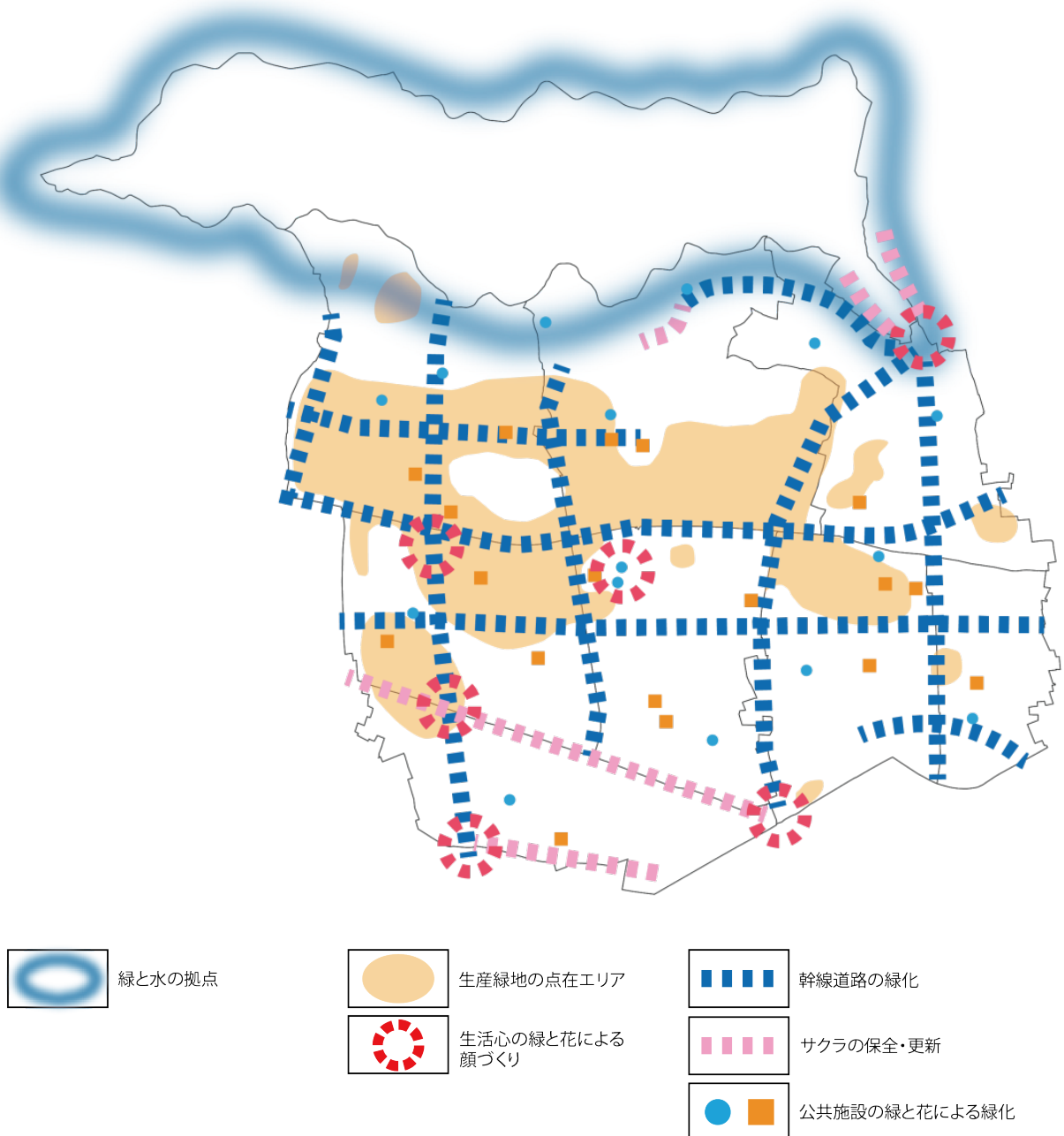
基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる

緑と花によるまちの個性と彩りの創出

緑と花はまちを修景する大切な要素です。公園・緑地、道路等にサクラ等の花木の植栽や花壇を整備・更新することなどによって、まちに個性や彩りを創出することができます。また、それらを適正に維持管理することで、良好な景観形成と安全確保を図ります。

東大和のまちの顔である駅周辺では、緑と花による修景を工夫し、個性あるまちの顔を作っていきます。

こうした緑と花あふれるまちづくりを進めるため、市内全域を緑化重点地区に位置づけます。



基本方針4 市民・企業・行政の協働

市民・企業・行政の多様な連携による 緑の保全・活用・創出

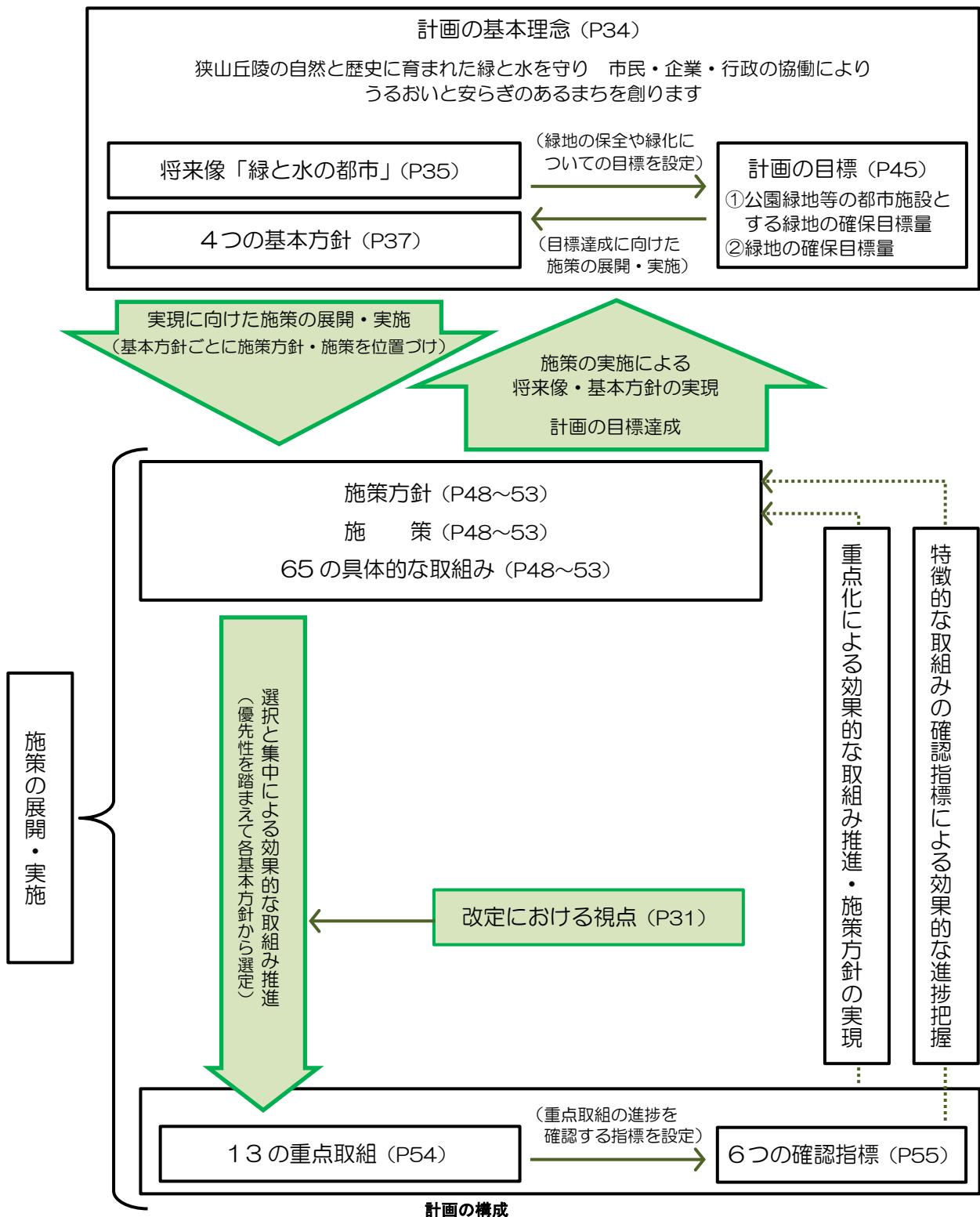
まちに生活する人々や働く人々が、緑を地域の共有財産として認識し、市民・企業・行政が多様な連携を行い、時代にあった緑を保全・活用・創出していくとともに、愛着を持って次世代に引き継いでいきます。



4 計画の構成

本計画は、基本理念を踏まえた将来像と基本方針の達成状況を確認する「計画の目標」を設定します。

将来像及び基本方針の実現、さらには計画の目標達成の実現に向けて、「施策方針・施策」、「具体的な取組み」などを位置づけて施策の展開を図ります。また、優先的に取組む「重点取組」の選定と、その進捗を把握する「確認指標」を設定し、効果的な「施策方針・施策」の展開を図るとともに、「具体的な取組み」全体の推進を牽引していきます。



5 計画のフレーム(人口と市街地の規模)

将来の人口、市街地の規模等のフレームについて、以下のとおり設定します。

本計画における将来人口の見通しを、平成27年10月策定の「東大和市人口ビジョン」から推計します。また、市街化の現況及び市街化調整区域の規模を以下のとおりとします。

年次	現況	中間年次	目標年次
	平成29(2017)年	平成35(2023)年	平成40(2028)年
人口	約84,800人	約85,600人	約85,400人
市街化区域面積	989ha	989ha	989ha
市街化調整区域面積	365ha	365ha	365ha
市域面積	1,354ha	1,354ha	1,354ha

※目標年次の人口は、東大和市人口ビジョン(平成27年)から推計したものです。

6 計画の目標

緑の将来像と基本方針の実現を目指した取組みを進めるためには緑の保全及び創出による量の確保が欠かせません。そこで、本市の財政状況や市街化の状況、さらには、すでに人口が減少し始めている状況などを踏まえて、公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量を定めます。第一次計画では、公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量を「都市計画決定面積」としていましたが、公園整備などの取組みの成果が評価されるように、本計画では「供用面積」を採用します。また、公園緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地及び社会通念上安定した緑地を合わせた緑地の確保目標量を次頁のとおりに定めます。なお、都市計画決定された公園・緑地のうち未供用区域については、公園・緑地としての整備が一定程度担保された土地であるため制度上安定した緑地に含めるものとします。

また、東京都・特別区・市町村で策定している「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)、平成23(2011)年12月」において示している優先整備区域の設定と整合を図り、実現の可能性を考慮して、それぞれの確保目標量を定めます。

目標1 公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量※

【目標設定の考え方】

- ・「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」で示した優先整備区域(うち、未供用の東大和緑地の約40,000㎡)の中間年次までの整備・供用を目指します。
[優先整備区域]: 東大和緑地: 約40,000㎡
- ・以下の公園や広場など(約25,000㎡)の整備を計画期間内に進めます。
[東京街道団地の公園・広場]: 約22,000㎡(公園: 約10,000㎡、広場: 約12,000㎡)
[その他]: 約3,000㎡(空堀川旧河道、民間宅地開発等にもなって整備される提供公園等)

表. 計画の目標値

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	計画の目標値 平成40(2028)年
人口	約84,800人	約85,600人	約85,400人
市域	8.43㎡/人	8.82㎡/人	9.14㎡/人
都市施設とする緑地の確保面積	約715,100㎡	約755,100㎡	約780,100㎡
市街化区域	6.11㎡/人	6.52㎡/人	6.83㎡/人
都市施設とする緑地の確保面積	約518,400㎡	約558,400㎡	約583,400㎡

※市民一人あたりの供用面積とする。

目標2 緑地の確保目標量※

【目標設定の考え方】

- ・市民緑地（もしくは認定市民緑地）第一号の指定を計画期間内に目指します。確保量として、都内で既に指定されている市民緑地の1箇所あたり平均面積の確保を目安とします。
[市民緑地（もしくは認定市民緑地）]
約 1,500 m²（都内で既に指定されている市民緑地の1箇所あたり平均面積：
都内の総指定面積 86,017.37 m² / 指定数 61 箇所 = 1,410 m²（約 1,500 m²）
- ・民間宅地開発等における自主管理公園の設置を見込みます。確保量は過去の設置実績を踏まえて以下のとおりとします。
[自主管理公園]
約 400 m²を中間年次まで、計画期間内に延べ約 800 m²の確保を目指します。
（過去 10 年間の設置実績と同等の面積）
- ・第一次計画の期間中における生産緑地減少率を維持しつつ、特定生産緑地※への8割の移行を目指します。
[第一次計画の期間中における生産緑地減少率]
平成 10 年から平成 29 年の 19 年間の年平均減少率：旧法 1.89%、新法 1.28%
- ・なお、目標①の公園緑地等の都市施設とする緑地の確保量は増加していますが、この増加分は、既に「確保目標量の現況値（平成 29 年）」である 507.85ha に含まれているため、緑地の確保目標量全体の増加につながるものではありません。また、生産緑地は減少することを前提としています。
- ・このため、緑地の確保目標量はマイナス目標となっていますが、出来る限り緑地の減少を抑え、496.55ha 以上で留めることを目指します。

表. 計画の目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	計画の目標値 平成 40(2028)年
確保目標量	507.85ha	498.25ha	496.55ha 以上
市域面積に対する割合	37.51%	36.80%	36.67%以上
市域面積	1,354ha	1,354ha	1,354ha

※公園緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地を合わせた面積

※生産緑地地区の都市計画の告示日（以下「都市計画決定」とする。）から 30 年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、従来適用されていた税制特例措置が変わり、買取り申出をするまでは行為制限のみが継続され、固定資産税等の税制特例措置がなくなります。

生産緑地地区の都市計画決定から 30 年経過後も、従来適用されていた税制特例措置を受けるためには、生産緑地地区の所有者等の意向をもとに、市が生産緑地地区を特定生産緑地に指定する必要があります。

特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の都市計画決定から 30 年経過前までに受ける必要があります。30 年経過後は特定生産緑地の指定ができなくなります。